

建設水道常任委員会

平成19年12月10日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○宮崎 和彦	吉野 俊明
紀 良治	西谷 剛周	浦野 圭司
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	都 市 建 設 部 長	藤本 宗司
建 設 課 長	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	川端 伸和
都 市 整 備 課 長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	今西 弘至
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	井上 究
下 水 道 課 長 補 佐	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 西谷委員、浦野委員

委員長 おはようございます。委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。
全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会
を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、西谷委員、浦野委員のお二人を指名いたします。両委
員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）陳情第6号、公共下水道についての陳情書についてを議題と
致します。

まず、陳情文書表を事務局から朗読させます。

藤原議会事務局長。

事務局長 （ 陳情文書表朗読 ）

委員長 それでは、この陳情書について、各委員のご意見をお聞きしてまい
りたいと思いますが、去る12月3日にこの陳情書に関して意見書が
議長に提出されております。議員皆さんには既に配布をされてい
るところではございますが、本陳情書に関する意見ということですので、
あらためて当委員会に資料として配布をさせていただきました。

それでは、委員のご意見をお聞きいたします。ご意見等がございま
したらどうぞ、よろしく願いいたします。 紀委員。

紀委員 陳情書の中にですね、平成14年度に制定された下水道工事に関する条例等については、当時多く討論がなされた結果、満場一致により制定されたと聞いておりますが、と書いてますが、この内容について分かる範囲内で結構ですので討論された経緯というのを教えてもらえますかね。

上下水道
部長 まず経過、経緯からご報告させていただきます。まず平成14年3月議会中の委員会におきまして、供用開始までの作業予定をご説明させていただいております。その後5月事前委員会、6月本会議中の委員会、8月事前委員会、9月本会議中の委員会におきまして下水道使用料金及び加入負担金につきまして、種々ご議論をいただきまして、11月事前委員会におきまして、12月議会定例会に提出予定議案といたしまして下水道条例、そして加入負担金に関する条例、そして融資あっ旋利子補給に関する条例としてご説明させていただきました。また、報告事項といたしまして、下水道条例施工規則、そして下水道の指定工事店に関する規則についてご説明をさせていただきました。そしてその後、平成14年12月第5回定例会初日におきまして、全員協議会におきまして、条例等提出議案内容についてご説明をさせていただき、委員会付託案件といたしまして、建設水道常任委員会におきまして、議案第46号、斑鳩町下水道条例、議案第47号、斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例、議案第48号、斑鳩町排水設備改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する条例として慎重審議をいただき、平成14年12月20日、第5回定例会最終日に満場一致により議決いただいた経緯でございます。そしてその中で種々ご意見いただきました件につきましては、まず排水の合流方式とか料金の算出、使用料金の算出根拠、そして残った浄化槽の利用方法、処分についてとか、その他財政計画、収支計画について加入負担金賦課の方法、改造費用はどれくらいかかるか等の考え方について、また工事店等についての質問等がございました。以上でございます。

委員著 他に。 西谷委員。

西谷委員 あかね、中へ入る前ですね、陳情書出された部分についてちょっと私も議会運営委員会で言うたんですが、そもそもこの出されてる前提となってるところが私は違うと思うんですよ。この中でね。例えば、出してる中で、私、西谷を中心とした20名の方によって排水設備工事店の制度を廃止する目的で陳情、署名が行われてる、まずこれが全く違うという事と。それと実際にここでいかにも下水道の署名活動によって住民の方々が下水道本管に接続されてないような事を書かれてるんですが、実際にその町の部分ですよ、供用開始されたのは平成17年からされてるわけですね。17年から19年にかけて実際に説明会をやられてて、そして住民の方々が実際に集中浄化槽とかの為に仕方なくこの排水設備工事を受けた人とかで、仕方なくやって不満やとか、あるいは実際に町の説明を聞いたら本管及び公共ますまでは町が施工管理します、住民の役目やっていうのは皆さん方の敷地内に排水設備工事及び毎月下水道料金、これが皆さんの受益者負担ですよ、という事ではっきりと地元説明会ではそのように役割分担、費用の分担をきっちり説明受けてたと。ところが実際にその工事をやってみたら何故かこの10万円を払わないかんねや、という分についてどうも納得できないと。それで、その部分について色々不満があって、私がたまたま代表を努める斑鳩オンブズマンのところへ苦情がありました。そこで、私が一生懸命オンブズマンのメンバーの方々と斑鳩町の公共下水道の実態を調査して、色々町の言うてる説明と実際にやられてる矛盾点を分かって陳情活動あるいは署名活動をしてるわけであって、決してここに書いてるような、私たちの活動によって排水設備工事が止まったわけでも何でもないという事をまずやっぱりご理解いただきたいと思います。そうでないと、間違った土俵で審議されますと困りますんで、その辺のところはまずご理解をいただいた上でこの陳情書について審議をしてもらいたいと思いますし、この陳情書につい

ては相当住民の方々にもこういうのが出たっていうのは知れ渡っています。そこで、実際に私がこの間で皆さん方の意見を聞いている中では、本当にこういう排水設備の指定店がこの陳情書考えはってんやろかと。っていうのは、いずれ住民の方々っていうのは、自分たちが納得できるような状態になったら当然排水設備をされるわけですから、ある意味では住民というものは排水設備の指定店にとってはお客さんなわけですね。そのお客さんがある意味では怒らすような、あるいはミスミス仕事の機会を少なくするようなこんな陳情書出さはんねやろかと、議員がこれを出すんやったら分かるけどもっていう声がありました。私自身もこの内容を見てて、どう見てもこれが排水設備業者が出された陳情書となかなか思えない部分があるわけです。というのは実際この中を読んで見ますと、かなり突っ込んだ、14年に制定されて条例については議論がなされた、あるいは全員議員の満場一致にされたという事、制度が廃止になる事とか、こんなことあり得ないという事が書かれてるんですが。素朴にですよ、今工事が皆さんの受注が少なくなってる、少なくなってるから何とかしてほしいというのだったら、町に自分たちが仕事がしやすいような環境にしてくれって、そんな10万円やめといてくれとかいう形で町へ陳情されるんやったら分かるけど、その実際に結果としてはそういう10万円とかとることによって、皆さんが排水設備工事をされる可能性が高くなる活動を我々がしているにも関わらず、その署名活動についておかしいとかいう事は、どう見ても私としてはこの業者がされてるようになかなか思えないし、私の周りの住民にとってもおかしいん違うかと。これほんまの排水設備工事屋さんが出した陳情書なんか、っていうのを多くの方が言われます。私自身もそれを聞いてて、確かにそやなという風に思います。だから本当に、それと一番最初に言いましたこの前提が間違ってる部分について、果たしてこの陳情書をこの議会の中で審議する上においては、本当に皆さん、内容をもう一度ゆっくり読んでこの陳情書の意図するところは何なのか、っていうところをもう一度皆さん方で、私は深く審議すべきやと思います。

委員長 今、西谷委員、この陳情の中云々っていう事で言われてました。この陳情書につきましては、議長また議会運営委員会において今回はこういう形で陳情という事であがってきたんですが、陳情書に対してはちゃんと認識をもって提出されたという事は、委員会の委員としては認識しておりますので、その辺をよろしくお願いいたします。

他にございませんでしょうか。 浦野委員。

浦野委員 今、西谷委員、慎重審議という事で話がありましたんですけども、陳情書の中で真ん中に先ほど西谷委員が読まれた、排水設備指定工事店制度の廃止を目的とした云々と書かれております。議運の方で公共下水道についての陳情書に関する意見書という事も併せもって審議していこうという事になっておりますので。その意見書の要望事項の①にですね、文書、裏面の中ほどのところですけども、我々町民が負担しなければならない排水設備工事を町の基準に基づき、町指定工事店以外の業者も参入できる云々と書かれております。いま、排水設備工事制度を廃止の事が出ましたけども、ちょっと基本に戻りましてですね、斑鳩町が今、排水設備指定工事店制度をとっております。だいたい私もちょっとは勉強しておりますけれども、この設備指定工事店制度の認定基準につきましてもう一度説明していただきたいのと、それとこの認定制度をもしとらない場合、例えば住民との間のトラブルとか、色々想定されるからこういう制度をとられてるんかなと思うんですけども、その点、二点について理事者の方から説明お願いしたいと思います。

上下水道部長 まず一点目、指定制度の認定基準でございます。まず主旨といたしましては、この排水設備の工事につきましては専門的な技術を伴うという事から、非常に重要な工事でございます。そして住民自らが施工する事、まず不可能で困難であるという風な事から通常工事業者に請負わせて施工する事となります。その為、排水設備工事につきましては

は専門的な技術をもって、また町の監督の下でこれらの技術的な基準を熟知して、それを適切に守る責任を有する工事業者を予め定めておるといようなことをございます。そして、その指定の基準でございますが、まず住民の発注に基づき適正に工事を行う、そういった事のために町の監督及び住民からの連絡が円滑に行えるようにするためにも奈良県内に営業所または店舗を有していること。そして法令を遵守し、排水設備工事を適正に設計、施工するための排水設備工事、責任技術者試験に合格した技術者が必須となっております。そして責任技術者の専属を義務づけているところで、等が主な基準でございます。もちろん工事の施工に必要な設備及び機材を有している事につきましても重要な基準でございます。

そして二点目でございます。二点目につきましては、認定制度をまずとらなかった場合、どういう事になるかという事でございますが、町におきましては業者の把握が出来なくなってしまう、接続工事費や工事の施工、維持管理上のトラブルに対処できなくなってしまうといった現象が起こってくるだろうと考えられます。また悪徳な訪問セールスなどの詐欺行為によるトラブルが増える、そしてまた住民の方々から安心して接続工事の出来る工事業者に対する説明、そして要望にお答え出来なくなってしまうといった弊害が起こってしまいます。結果的にこの制度がなくなった場合、住民の方々にご不便やご迷惑をおかけするといった事になると考えております。

浦野委員 今、説明いただきましてよく分かりました。という事は意見書では指定工事店以外の業者も競争の原理で導入したらどうか、という事に対しては、今おっしゃった業者の把握が出来ない、またトラブルも把握できない、また詐欺行為とか色々起こる可能性もあるので、指定工事店以外の業者は参入出来ない方が無難だというご意見かと思えます。はい、結構です。

委員長 西谷委員。

西谷委員

関連なんです、今の質問の中で指定工事店の分については、これは斑鳩町の下水道条例第8条で町指定排水設備工事店を定めてるわけですが、公共下水道法の第22条で設計者等の資格を定めて、それに関連する政令の第15条で公共下水道または流域下水道の設計または工事の監督管理を行う者の資格を定めて、この資格を持たない者は設計及び施工管理が出来ないという事を決めてあるんですね。という事は、裏返したら、資格を持っていれば、資格さえ持っていればこの事業については出来るという解釈ができるわけですね。一方、我々が、町もそうですが、つくる条例というのは法律の定める範囲の中で条例を定める、という事は法律を超えた範囲で条例はつくれない。一般的な解釈なんです、そしたら今ここで下水道法では、それらの資格を持って人しかこれは出来ませんよという事は、資格さえ持っていれば出来るという解釈をするなら、今、部長が言われてるような業者の把握ができないとか、あるいは詐欺行為やっていう事で、さも住民の立場に立ったような言い方ともとれるんですが、一方実際、住民が純粋に自分たちがお金を、僕がまわって言われるのは、自分らがお金を出すのに、なぜここで買いなさいよ、ここでつくりなさいよ、というのを町から言われなあかんのと。実際にトラブルがあったら当然それは我々と業者の中での間で解決せなあかん問題違いますかという事ですね。これを考えたらね、例えば住民の方がですよ、家をかかわる、ついても同じような形で全部それは消費者と業者の間で責任をもって解決すべきもので、そこへ町が入ってですよ、この業者しかあかんっていうのは、それは構いすぎ、逆に入り込んでるんやないかなと。これは住民の声やし、私もそう思います。町がお金を例え半分でも出してくれはんねやったら、それはその業者でやってもええでしょうけど、全部、全額自分たちが払わんなん。あるいは自分たちの知り合いで、あるいは親戚で安くしてくれる業者があるにもかかわらず、町の指定の業者しかあかん、なんでやろ、っていうのは当たり前の話やと思うんですがね。だから、その辺のところは実際に排水設備工事を、何べ

んも僕は聞いてるんですが、町が指定しなければならへん法的根拠です
ね、それを示してほしい。

上下水道
部長

先般、一般質問の時にもちょっと、後程ご説明させていただきます
といった内容も関連して、現段階でご説明させていただきます。

まず、法に基づき制定された排水設備指定工事店制度、これにつ
きましてはご承知のとおり、下水道法第25条に「下水道法又は、下水
道法に基づく命令で定めるほか、公共下水道の設置、その他管理に
関して必要な事項は公共下水道管理者である地方公共団体の条例で
定める。」となっております。これを受けまして国から標準下水道
条例が示されており、その中におきましても、やはり重要な案件であ
るという事から指定工事店に關しましてご提示されております。また
全国的にも多くの市町村が従来、規則のみにおいて定めておりました
排水設備指定工事店に關する規定を地方自治法第14条の主旨を踏まえ
、条例中に定める事としたものであり、当町におきましても下水道
法及び地方自治法に基づき、排水設備指定工事店制度を斑鳩町下水
道条例第8条において「排水設備等の新設等設計及び工事は規則で
定めるところにより町長が指定した者、いわゆる排水設備指定工事
店の監理の下でなければ施工してはならない。」と定義させていた
だいております。これは、やはり工事を依頼された住民を保護するた
めのものであり、指定を行った町につきましては、常に指定工事店
を監督し、また必要な場合は指導を行える体制をとったものであ
り、工事の設計・施工から完成以降のメンテナンスも含め、住民が
安心して公共下水道に接続していただける事を目的としたものであ
るといった事でございます。そういう形でご理解いただきますよう、
お願いいたします。

西谷委員

今、実際に町指定制度が出来てるんですから、それはそれでええ
と思うんですが。そしたらそういう風にして町が決めた。でも決
めたからといってそれだけやなしに、別にそれ以外の方がここへ
業者を、自分のお金を出して発注するのに、別に町が指定するの
はこの業者です

よ、それはそれで結構ですよ、でもそれ以外でもいいですよ、っていう競争原理を働かせて、結果として消費者が安い、あるいは競争原理に則ってより安い値段で例えばそういう事が出来るという方法があっても、私はええと思うんです。それをなぜ固守するのかっていうのと、それと町はこの排水の指定の業者選ぶ時に、条例によってちゃんと2万円とか手数料とられてますよね。実際そしたらお金をとるという事は当然業者はその分を消費者に上乗せして工事にかかるわけですよ。という事は、町は町民の為にしてるんやって言われるけど、お金をとってそういう事をするっていうのは、ある意味では結果として町民に割高の工事をする事になるん違うんですかね、その辺はどうですか。例えばそんなんやったらタダでも、別に2万円あるいは業者、技術者の登録とかそんなんについては1万円とかいう形で細かくお金をとっておられますけど、それぐらいは別に、こんなんも無料でええやろし、別にもっと自由に私は住民の方々が選択できる余地があってもええん違うかなと思うんですがね。

上下水道
部長

やはりそういった形、登録手数料につきましては、技術的審査等も踏まえまして我々の手数料としていただいているわけでございます。また証明書も発行してるわけでございます。そうした形で今おっしゃっていただきましたような消費者に上乗せされて請求するといった事はまずないと確信しております。そしてまた指定工事店につきましては、各、実際に説明会等などにおきましても、議員おっしゃられたように、過去からご存知のところにつきましては、これで業者でよろしいですかとかいうようなご質問もいただきます。また、どこかいい、適当な業者を教えて欲しいというようなご希望もございます。そうした中で登録されてない方につきましては登録していただければ十分作業していただけるというようなご説明もさせていただいており、また指定工事店につきましては、どこか教えて欲しいというようなことであればリストを、町内業者36社、全体で82社ございますリストをご提示させていただき、説明会の都度説明させていただいているとい

うような状況でございます。

西谷委員 分かりました。それではちょっと聞くのを忘れたもので。確認だけ先にしときたいんですが、今この陳情書、今斑鳩町で36社が町の指定排水設備業者やと言われたんですが、実際のこの排水設備指定工事業業者組合組合長として出てる分は27社なんですが、これは斑鳩町36社全てがこの斑鳩町排水設備指定工事業業者組合に加入をされてんのか、それともこの27社だけが排水設備指定工事店組合にされてんのか、その辺ちょっとお聞きしときたいのと、それとこの陳情書の中で確認する意味で、資料1で公共下水道接続申請状況というのがありまして、平成18年度末で1,272件、それと実際に検査完了済総数が1,219件となってまして、平成19年11月30日現在で1,423件で一年間で増加が204という事になっているんですが、平成18年度末の検査完了総数というのは、接続された数字やと思うんですが、この時に実際に対象の所帯というのは何所帯あって、そのうち1,219件やったのかという事を教えていただけますか。

上下水道
部長 まず一点目でございます。この工事業業者組合につきましては、全て、町内に営業所を有する所とか、いろんな状態の業者がございまして、全ての業者が登録、加入しているという事ではないと把握をしております。そして、現段階、18年度末で2,400件のうち、平成17年度末では655件、平成18年度末では617件というような形でできております。完了件数2,700件中の1,219件という事でございます。

西谷委員 今、聞いてまず一番目の質問の中で、もう一度確認しますが、そしてたら組合に入っておられる業者がこの陳情書を出された27件全てやっていう考え方でいいですね。そしてそれ以外の9件は町の指定は受けてはるけども排水設備指定工事業業者組合には入っておられないという解釈でええのか、っていうことをもう一度確認したいのと。それと

今言われた18年度末で実際には2,700件が排水、いつでも下水道に直結できる状態であった、ところがその半分に満たない1,219件しか、もう18年度末の段階でこういう状態やったという事になりますと、この陳情書に書いてある、我々の署名活動によって住民がつけやらへん、あるいは混乱してはる、困惑してはるっていう、この部分とは変わってくるん違いますか、どうですか。

上下水道
部長 まず27件、36件中27件、残り9件につきましては、指定工事店組合には加入されていないという解釈していただいて結構です。27件で全てだと把握しております。そして今の件数に対してのお話でございますが、現に実際のところ、これが弊害になってる、なってないとかいう事につきましてですけれども、はっきり言いまして、陳情署名活動の結果が判明してから接続させていただきたいとか、加入負担金が廃止されてからといった意見も時折聞いている状況もございます。そうした中で我々工事の説明会等に行きましても、現実に入会金はなくなるのかなとか、一応料金は安くなるのかなというご意見もいただいているというのは事実でございます。

西谷委員 実際ね、本当に署名活動をされてる、我々の力という、実際に住民自身がやっぱりこれはおかしいと思われるから、こんな短期間でたくさん署名がもらえるんであって、決して我々が住民に下水道に反対せいで、ってそんな運動の署名活動行ってるわけでも何でもなくて、我々は下水道は確かにこの時代やっぱり河川の浄化からして、水質保全からしてそれはせないかん。せやけど住民が本当につけ易い、納得のいき易い形にやっぱり変えなあかんの違いますか。ましてや平成3年からこの公共下水道してるんやったら、なんで平成3年から、その時点から我々住民に説明してこなかったんですか。いざつけんなんような、特に集中浄化槽の人なんか、ある日突然に集中浄化槽やめて下水道になります、それで払ってください。集中浄化槽っていうのは自分とこ一軒だけ反対する事出来ませんから、ある人は病院に入院されててわ

ざわざ退院してまで、その事で追われたというような話を聞きました。だから、やっぱり怒ってはる人は住民自身の、町がやっぱり平成3年からもうちょっと詳しい説明をし、住民の声を把握して、そういう条例とかをつくってたらこうにはならなかったん違うかな。私もその中の賛成した一人ではありますが、もう少し十分なやっぱりそういう住民の声を把握する、あるいは聞く状況がなかった事については、私も非常に自分の判断について残念やったと思いますし、情報をやっぱりしっかりと、各住民の声を本当にその当時賛成した議員それぞれが住民の声を聞いてたんかな。あるいは今起こってるような状況を想定出来たんかなという事を素朴に思います。だからこそ、もう一度やっぱり原点に戻って私は一部改正をしたらいいん違うかなという事で進めてるんで、その辺のところは誤解のないように、単なるころころころ変わるみたいな事を言われたり、一旦条例が決まったら変える事は出来へんというのは、そんな事は私は少なくとも議会の中で発言するような内容違うんちがうかな。今、淀川の河川の流域のダムでさえ、やっぱり道路造ってても見直さなあかんという形でやってるような時代に、一旦決まったから何がなんでもやるんやて、僕はそんな時代やないような気がいたします。これは私の意見ですが。

町 長

今、西谷委員がおっしゃいましたように、平成3年からは特にやっぱり阿波地域あるいはそういう所が早く公共ますに、宅ますにつないでいくという事から、当時の中川雅司議員がとにかくやっぱり負担金等については議会で、委員会で十分審議をしていこうという事から、その当時も所帯数、この面積でいくのかあるいは一世帯であるのか、そういう話をずっと議論してきた。そこで、一応一定の方向付けはされたんですけども、結局、市街化区域等についてはこの浄化槽、公共下水道はいくけども、調整区域についてはその負担が出来ないというところから、一応話等がうまくいかなかった。そして、この間の17年3月に一部供用開始がされるというところから、そういう中で議会の方も一定の方向付けをしようという事で決まっていますから。私

は何も住民に説明がどうかというよりも、やはりそういうところから、委員会等でも議会でも十分議論をされてきております。何回かなしにこの議論はされてるんです。この時も平成3年からは西谷委員は議員として出ておられるわけです。この経過を十分、真摯に聞かれてやっぱり賛成されたと私は思っていますし、何も町がそういう事を怠ったという事では全くないわけですから、やはり議会の中からでもそういう事で、これはもう先に負担金については住民に納得してもらえるように周知徹底する事が一番大事であるというところから出発しておりますから、私はやっぱりそういう事も十分踏まえて考えていただけたらいいと思います。

西谷委員　今の町長の発言なんですが、私もだからそれは認めてるし、実際にその中で最初の10万円についてはですよ、財政難で事業を進めていく中では必要やっという事で言われましたし、私も実際そうかなっていうかたちしました。ところが改めて平成3年の公共下水道事業を計画してから建った箱物というのは保健センター、町営住宅あるいはいはかるがホール、ふれあい交流センター、町営住宅、法隆寺橋上駅舎という形で、まだ更には総合福祉会館いって来年度は4億円で文化財活用センター。でもそれだけの余裕あったらこの10万円位とらんでもええん違うかなという、何も財政難違うんちゃうかなと、言うてはる事がどうも合わないっていうのが一点でございます。

あと、本当に財政難言うねやったら私は事業として優先順位つけたら、やっぱり公共下水道っていうのは一番やないのかなと。それを後回しにして箱物だ一つと造って、最初の時に言われた時と変わって今はもう北庄地域の中での説明会ではこの10万円もわらんと事業が出来へん、ってそんな事を平気で説明されてるっていうのを聞きますと、一体町の金の使い方っていうのはどないなってるのか。せやから私は住民の方々が納得でけへん。素朴にそれだけ我々に受益者負担って言うねやったら、まず自分とこ、その優先順位、事業する優先順位おかしいん違うのと。だからなんぼ町が説明されても、住民の方々がやっ

ぱり納得でけへんというのが本音なんです。だから今やったら新しい議員さんもおられますし、その当時に、条例が出来る時に参加されていない議員もおられるわけですから、その中で再度やっぱりこういう事を、自分の周りの住民の声を、やっぱり住民の代弁者として私は議会で発言すべきやないかと思います。

町 長

今、西谷委員がおっしゃいましたけども、私はやっぱり西谷委員も平成3年から議会議員として出ておられるんですから。第三次総合計画の中でも示されたように、何一つ西谷委員も反対してませんやんか。財政的な規模もありますやんか。今まさに財政がピンチやと言うたら、そういうものを止めたらいいやないか、という事には私は改まっていけない。下水道もこの問題は第三次流域下水道という問題が第一次に編入するという、非常に難しい問題をクリアしてきたんです。安堵町からはかなり怒られたんです。あんた方、安堵町が第一次処理区ですよ。それでも生駒郡として一緒に同乗しながら第三次の関係の時に入りますよと、負担金まで払ってきたんですよ、安堵町も。我々、生駒市、三郷、平群、斑鳩、そこに安堵は第一次処理区やけども安堵町も入っていただいた。それほど苦労して第一次処理区に編入させていただいたんです。これ、恐らく第三次処理区でやってたらもう莫大な金かかっていると思います。人口16万そこらのもとのみでの処理場をつくるのは大変な事です。それを第一次処理区に編入させていく、あの覚書見なさいよ、奥田良三さんと川西町と大和郡山市は第一次処理区以外は絶対に受け取らないという覚書あるんです。その事も十分よく知っておられる。その苦労が平成3年からまだ県が許可をしてもらっていない中で、やっぱりやっていかんなん、という事でやってきたんです。そしたらやっぱり安堵町にしたら、まだポンプ場も決まらんやつをなんでそんなもんするんやと、当然の事です。当時は三郷町か斑鳩町の稲葉車瀬地域にポンプ場を造ろうという話だったんですよ。それが反対されたんです。稲葉へ造られたら、こんな遊水地のところで造られたら大変やという事、ずっと反対されてこられた。そうい

う経過も十分やっぱり、それは皆さん方やっぱり、新しい議員さん出たよってに、もうそんな事分かりませんねん、というわけじゃないわけです。ちゃんとやっぱりずっとあるわけですから。そういう事をやっぱり議論をしてきて西谷議員も賛成しておられるんですから。私はいつも言うように住民の代表は議員ですよ。住民の代表は議員ですよ。その事を重きにしてやっていかなかったら、こういうやっぱり議会と理事者側とはうまくいきませんよと。だから、今の時点になったら財政がピンチやからなんでこんなもん、箱物するんやと言われたらそれやけども、斑鳩町としてはずっと計画してる、生涯学習センターという事であそこに一つ、どこに造ろうかという事でもずっと議論してきたんです。皆さん方、誰一人と反対されてないんです。総合計画に基づいて我々としてはやってきたわけですから。そういう事も一つ踏まえていただいて、やっぱりよく理解されてるんですから、おっしゃってるじゃないですか、理解してますって。下水道の大事な事も理解してますという事ですから、やっぱりよくそういう事も十分考えていただいて、やはり、何も町が勝手にそういう事をやった事、全くないわけですから。議会と相談申し上げて、議会の議決をいただいてやるわけですから。その事についてよろしくお願ひしたいと思います。

西谷委員 町長いつも議会と相談して議会の承認得て、確かにそうです。我々議会の代表やし町長も住民の代表で選ばれた。その中で住民に選ばれた町長が住民のために町政をやる事について、本当にそれでええのかどうかという事をチェックするために、また別立てで住民の代表である議会があるわけです。そこで私自身も下水道については分かってましたし、下水道には莫大な費用もかかる、その中でこういう事が、こういう箱物が出来るんですか、という事で尋ねたことも実際にありましたし、町としては出来ます、出来ます、別に財政的にいけますという事で今まで来てたことは事実ですが。ところが実際にここへ来て、明らかに住民からいろんなもの、保育料の値上げやいろんな事、今回もまた i センターの駐車料金とか。結局は少しずつ少しずつやっぱり

そういう事をとっていこうという形になるという事は、逆に裏返しますと町自身がこれからやっぱりそういうものをとっていかないと、町政がやっていけないという裏返しだと思います。その中で私はこういう箱物を造って、単に箱物造ったらいだけやなくて、ずっと後で維持管理がかかるわけですから。そういう事を考えるともう少しこういう分について、本来住民のためになるべき事をもっと早くすべきやったんやなかったのかなというのを言うのとともに、住民にやっぱり十分な説明、それは単なる今までの箱物について何も反対が出なかったというのは、住民がそれぞれが負担する事がなかったからです。これ、今言われてるような総合福祉会館がですよ、13億仮にかかって1万世帯でぎっと割ったら1世帯あたり13万、これ、総合福祉会館建てたいと思うんですが、皆さん一軒あたり13万、あるいは仮に10億が一般財源あるいは国の補助金でするんですが、3億分だけ住民皆さんが負担、一軒ずつ3万円負担して総合福祉会館建てたいと思うんですがと、たぶんおっしゃたら、誰もそんな事ね、いいですよ、建ててくださいとは言わない。今、下水道なんでこんなに出るのかって、何十万あるいは人によっては、家によっては100万以上の負担をして、なお且つ下水道料金を払っていかんなん、なお且つそれ以外にまだ本来町が負担すべき本管工事や公共ますの代金、事業費の一部まで負担せんなんという事について、住民の方が不満を持ってはるわけです。その辺のところね、同じ公共事業であっても従来の箱物と公共下水道、根本的に違うっていう部分は住民が多く負担をせないかん。そして住民が納得して、あるいは公共ますに接続せんと、この公共事業の本来の目的が達せへんというところから、我々はより下水道を進めるためには、もっと住民の方々に理解をしてもらうような、そういう状況を作らないかんし、今現在がそういう形で伸び悩んでんねやったらもういっぺん原点に戻って、町のやり方を変えなあかんの違うかなという事で僕は言うてるんです。何も、なんでもかんでも反対やと必死に言うてるわけやのうて、公共下水道反対やなんて一言も言うてませんよ。住民がより公共ますに接続し易い、多額の片方で、多額な負担を

強いられる公共下水道について、出来るだけ住民の負担を軽減するような方法を町が見直し、あるいは他の事業費を削ってでも住民の負担を減らす事が結果として公共下水道を推進する事になり、結果として竜田川や大和川の水質を保全する事になるんじゃないんですか。どうも、この議論をしてると、私自身はなんでこんな議論になんのかなというの、私不思議なんです。全く町の説明責任、実際にこれを本当にしようとするんやったら、それこそ以前からせないかんことやし、今町長が言われた、確かに一次区域から、稲葉車瀬に本来、神南や稲葉車瀬のところは第三次区域っていうのがあって、それを反対された、僕も確かまだ役場へ入る前やったと思うんですが、稲葉の方がそういう事をされた部分があります。ところがこんなんは、別に今の下水道事業とですよ、全く関係のない話です、住民からしたら。それは流れですやん。単に三次区域のやつが一次区域に編入になった。それは当然、関係者は努力しはったでしょ。でもそれは当たり前ですやん。住民のために、選挙に出て住民のために頑張らるんやから、いかに住民のための負担を少なくして下水道つける、それは町の責任者として当たり前の話やし、せやからいうて今の公共下水道事業が今の実態を肯定する材料には私はならんと思う。

町 長

西谷委員はいつもおっしゃるんだけど、結局いつも仮に、保育料とかあるいは財政難とか、私は以前にもこのテニスコートとかあるいは中央公民館、体育館の料金の改定の時も、その時もおっしゃてるんですよ、受益者負担はせんないかんと、おっしゃってるんですよ。だからiセンターでも尋ねたらやっぱり駐車する方は無料という事はおかしいと、やっぱりせんないかんとおっしゃっているんです。保育料でも国の基準から考えたら考えたら平成17年、18年は抑えてるんですよ。今度20年にようやく400円、まだ200円の半額にしてるんです。我々は85%、100%もらえりゃ一番いいわけですけど、85%に抑えてきてるんですよ。それも長時間保育をやり、いろんな関係をやっているわけですから、いろんな努力はしてるわけですから、

何がなんでも料金値上げや値上げやおっしゃるけれども、私は西谷委員は最初の時には受益者負担もした方がええやないか、当然こんなもんパンクしますよ、という事もおっしゃっているんです。そういう事がなんでこう変わってくるのか、ころころころと変わってくるのか私はどうも分からない。下水道でも今の話は目安地域に第一次処理区をつくろうというやつを、それを結局反対されたものですから、第一次処理区は大和郡山と額田北、第三次処理区のポンプ場はあえて稲葉車瀬にしていこうとなった時に遊水地やという事で反対をされた。そういう経過というものは十分あるわけですから、非常にやっぱり皆さん方困ってるんです。安堵町の窪田の関係も非常に反対があったんですよ。一番問題はなんで安堵町のあそこにポンプ場がくるのかという大きな問題があるんですよ、議論が。第一次処理区ですよ、安堵町みたいなん。我々の第三次処理区を受けてくれるんですよ、そこでまだポンプ場を造るという事でこれが一番問題になったんですよ。その説得をずっとしてきて安堵の島田町長が住民からも窪田からも反対を煽られながらも、やっぱりなんとかしていかんなんという事で、窪田に決まったからようやく供用開始出来たんです。そういう経過を簡単におっしゃるんじゃないしに、やっぱりその説明を十分聞いていただいて、その事の理解をしてもらわなかったら簡単にいきませんよ、こんなもん。そういう事をおっしゃっているんですから、西谷議員さんも、必ず。そして今になったら住民から聞いたら反対や、反対やという事で何もこの議会で決まった事を我々はそうして進めてるわけですから、何もそれを逸脱した事も全くしてないですから、その事をよくご理解いただきたいと思います。

西谷委員 ああのね、町長。議会で決まった事を進めてるんやのうて、まず町が提案してそれを議会が承認して町が進めるという事なんです。確かにその受益者負担の中で、私たちは受益者負担っていうのを別に否定してるわけでものうて、私自身もある程度の受益者負担は、それは仕方ないと。ただ、受益者負担をする中で一方住民は、住民の基本付け

にあるのは、我々は税金、高い税金払ってるけど、基本的にはその税金の中で事業をやってほしい。それ以外にどうしても必要なら、それは受益者負担っていう事で私もそれは受益者負担を必要やと思います。ただ、それを住民の方々に理解してもらう中にはやっぱり町も一生懸命努力してるんやな、住民に負担をかけへんように努力してるんや、という姿勢がやっぱりなかったら、なかなか住民っていうのは理解してもらえないし、私はiセンターの分についても、以前に言うたんは、施設を使われる方について、停められる分については、奈良の文化会館でも一緒ですけども、確かに資料、文化会館について利用される方について下の駐車場とかそういう形でお金を払って、私自身も月一回行ってますからお金を払います。ただ、この中でやっぱり住民の方がボランティアで例えば観光ガイドしてはる、全くのボランティアで観光ガイドしてはる人の料金までとるのかって、そこまでする必要があんのかっていう素朴な疑問なんです、そうでしょ。斑鳩町の、例えば斑鳩町行ったらボランティアの方がええ観光案内をされてる、そういう方々の活動をすんの、それも駐車場やから金とりますってこれはやっぱりちょっと違うんちゃうかなっていう部分なんです。実際に観光される方、あるいはiセンターの中で催し物を。

委員長 西谷委員、今、下水道の事業になってますんで、そっちはそっちで後程議論等ありますので、ちょっと、本題に戻っていただきますように、よろしく願いいたします。

西谷委員 町長がそういう形で持ってくるから。
一旦元へ戻してまた話しましょう。

委員長 芳村副町長。

副町長 西谷委員、色々と意見を述べておられますけれども、我々は分かって欲しいのは、これまで、大型プロジェクト、いかるがホール、そし

て（仮称）総合福祉会館、20年度から文化財活用センターという事業を行っていくわけです。そういう中で西谷委員のご指摘は財政が厳しい中、やっぱりそういうものを考えていくべき違うかという事と同時に、下水道に対する加入負担金も更に検討する必要があるのではないかなという事のご指摘でございます。今までいかるがホールとか（仮称）総合福祉会館につきましては、この施設そのものは相当、受益が広いわけです。不特定多数の住民に利用が及びますし、しかし財源は住民の貴重な税金によって事業を施工させていただいてるわけです。しかし事業によっては、いわゆる下水道事業によってはですね、特定の者に対してのみ著しい受益が生じる場合もあるわけです。これが下水道です。そのような時には当該受益を受ける方々に対しまして、その利益の範囲内で事業費の一部を負担してもらおうと、これが負担の公平であろうと思うわけです。そういう制度が下水道にあるわけでございます。その加入負担金をもってこの下水道事業は相当な、今後、事業費が嵩んでいくわけでございますので、その事業に充てていくという事でお願いをしたいという事でございます。この説明については、下水道課が住民の説明会の中で詳しく説明をしておる状況でございます。そういう事を含めましてこの加入負担金については、納得をさせていただきたく思うわけでございます。以上です。

委員長 他にございますか。 紀委員。

紀委員 今問題になってる、下水道加入負担金10万円ですけど、かなりほんまに住民にも負担かかると言うんですけれども。この10万円をどのようにされたか、制定された根拠ですね。それとですね、今言われたように廃止してしまえば住民の負担もなくなってええやろうという意見も出ておりますんで、廃止した場合に住民に対してどのような弊害が生じるのか、その辺は把握されてるわけでしょうか。10万円を制定された根拠と廃止した場合の話を教えてもらえますか。

副町長 私がお願いをしているように、廃止したらどのような事になるのかという問題やなしに、あくまでも下水道事業は将来に大きな事業費が嵩んでいきます。それに対しての一部に充てたいという事に、加入負担金がございます。そういう事でご理解を願いたい、このように思います。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道 算出の根拠でよろしいですか。

部長 これは前の一般質問でもご説明させていただきましたとおり、平成3年から平成13年度まで、これは条例制定の準備をしていた段階でございます。そうした下水道整備事業費につきまして約82億円となった。そのうち一般財源23億5千万、そして工事費に要する7億7千万円を基本といたしまして戸あたり、負担額を試算いたしまして16万円となったところでございますが、そうした16万円となったところでございますが、そうした16万円の事につきましては非常にご負担していただくにあたり難しいのではないかという意見を頂戴いたしました。それとまた、財政計画、財政推計等を考察した結果、一戸あたり10万円をご負担いただくといった経緯がございました。これも先ほどの説明の中で平成14年12月議会、第5回定例会におきまして、満場一致で議決いただいたという経過がございます。以上が経緯でございます。

委員長 よろしいでしょうか。他に。 西谷委員。

西谷委員 今、副町長から、特定の、下水道の時に言われた時に特定の者が利益を得るという事を言われました。特定の時に利益を得るから受益者負担をしてもらう。ここで問題になるのは、特定の利益を得るからその負担をしてもらうんやというのは、住民からとったら毎月の下水道料金と排水設備工事、当然これは利益を得るから投資してる分で、こ

れで十分やないのかな。もっと言えば今現在、住民の方々、汲み取りの人はどうか分かりませんが。例えば浄化槽あるいは合併浄化槽してはる人にとっては、別に今の状態でなにも支障ないわけですね。だから、利益を得る、町が下水道によって利益を得るんや、あるいは資産価値が上がるんやって、そういう説明をされるんですが、実際にはそんな下水道が上がったから資産価値が上がるかどうか、という事について、利用者が、される方が考える、感じるものであって、この辺のところは利益を得るから受益者負担をする、その中に下水道料金排水設備以外にまだ10万円も更にせんなんのか、っていう部分が、やっぱり住民と町との違いやと思いますし。それと今、紀委員が言われた中で、10万円の根拠なんですけど、これも私も何回も聞きましたし、平成3年から平成13年までの83億、そのうちの一般財源分7億7千万、覚える位色々勉強させてもらいましたけど。ただ、片方で私は一般質問させてもらったみたいに、実際にやられた83億っていうのは非常に大きな金額なんですけど、多分この間の落札率、私自身把握してないんですが、同じような形で高かったんちゃうかな。そしたら、これ、一割下げたって町が言うてる7億7千万以上の金はもう出たんやないのかな。これからも事業をやっていったら、落札率を下げる事によって、こんな費用なんか十分出るんやないのかなと私は思うんですね。だから、住民からすると財源っていうのは、町がそういう入札制度とか見直しただけでも、そういう財源は生み出せるから、あえて今まで以上にこういう事をする必要ないんちゃうかな。もっと町が努力して欲しいっていうのが、私は住民の声やし私自身も公共下水道、あるいは公共事業の落札率を見てて、本当にやっぱりそう思うんです。まず、それが住民を納得してもらおう、あるいは説得する材料やないのかなと私は思う。

副町長

今ご指摘のこの下水道事業については、特定の者に対して著しく利益を生じるという事の説明をいたしました。今も西谷委員がおっしゃいますように、下水道使用料、そして屋内工事等は、これは当然いる

べきものであって、これは個人が、使用した場合は当然使用料要りますし、工事した場合は工事費がかかるという事でございます。受益を受ける、著しく受益を生じるというのは、下水道が放流した場合に、その下水を流す、これはちょっと語弊があるか分かりませんが、その方は権利を得るという事の解釈でよいのではないかと思います。ただし、下水道放流によって加入負担金を払って、その下水道放流する権利を得る、こういう事で我々は下水道負担金は税とは別にいただくという事で考えております。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道
部長 一つご理解いただきたいのは、下水道使用料金等、加入金に上乗せしてという事の話もございしますが、あくまでも下水道使用料金につきましても実際に下水道を使用し、処理される代価として納めていただくものの料金であるといったご理解をいただきたいと思います。そして加入負担金につきましても建設財源、資本金ですね、に充当する財源であるというご理解をいただきたいと思います。

西谷委員 建設費やっていう事をおっしゃいましたけど。実際に住民の方々に言う中では、前にもちょっと言うたかと思うんですが、住民が支払ってる町民税、それ以外に固定資産税あるいは市街化区域については都市計画税というのがかかっているわけです。都市計画税っていうのは少なくとも市街化区域内の都市設備、こういう公共下水道を整備するために市街化区域に住んでおられる方についてはとっているわけですね。その方々にとったら高い町民税払って固定資産税払って、まだ都市計画税、これは都市施設を、あるいは公共下水道とかするための税金まで毎年とられてて、なお且つ、その公共下水道をする時に、またしたら受益者負担や言うて加入負担金10万円と言われる、そら二重、三重の税金を払ってる事にならないのかという声もあるわけです。そうでしょ。だから、都市計画税とるっていうのは市街化区域内の公共

下水道事業進めるために、そういう財源に充てるために片一方ではと
っておられるわけやから、今部長が言われた建設費に使う、建設費は
都市計画税でとってるやないの、という事にはならないんですかね。

副町長 税金というのは法律で決まった範囲内で町が住民にお願いをしま
す。当然、市街化区域におきましては都市計画税をいただいております。
この都市計画税の貴重な税金を都市計画事業に充てるという事は法に決
まった事実でございます。そういう中で西谷委員のおっしゃるように、
西谷委員の考え方はそういう考え方になると思うんですが、我々は税金
は一つのものであると、という中で貴重な財源にしていきたい、また、
してるという事でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 すいません、私この決定にあたる頃には議員ではなかったわけなん
ですけども、こういう議論をされる事そのものがまた、いわゆる自治
を深めていくんじゃないかなという、無責任な言い方をしますと大変、
今日の議論なんていい議論だなと私思っております。ただし、私の
住んでる地域は私の生きてる間にはつかないだろうという風な予想
のもとに、私の地域に西谷議員が署名活動に来られた時に、ちょっと
そういう意味で何と言うんですか、不利な考えで署名はさせていただ
かなかったと思っております。そういう意味から言いますと、私なん
かは大変、今の議論をよく、話としては無責任ですけども、聞ける立
場ではなかったかなと思って聞いておりました。夏に沖縄のある
自治体の議員団が斑鳩町を先進地地域として視察に来られました。私
も建水の委員でしたのでどんなものかなと思って一緒について行きま
したら、その議員が言うには、斑鳩町はほとんど下水の設備は完備し
てるんですねと。私らの地域は100%ほとんど出来てるんですよと、
こういう話を聞きまして、あなた方は先進地地域って私らの、事前に
調べてこられたんじゃないですか、いやいや法隆寺もありますし、と

というような話で来られたんですけども。下水道そのものは、斑鳩町、奈良県そのものが大変遅れているわけで、西谷委員も理事者側さんもおっしゃるとおり、これは当然進めていかなければならないという事です。今、西谷委員が活動されてるような事は地域の中でも広がってきておりました。タダになるんじゃないかとか、あるいは減免があるんじゃないかとか、そういう事はどんどん時間が経てば経つほど広がっていきまして、混乱が生ずると思います。その際にやはり、これはやるべきものであるという事を理事者側も我々議員側ももう一度一定の結論を出してですね、納得のいく形で住民に説明しない事には、不幸がどんどん広がって、大変不幸な事態になるんじゃないかなと私は思いますので、まずやるべきものであるという事を前面に出して、議論を進めていかなければならないんじゃないかなと、私は新人議員としてはそう思いました。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。 宮崎委員。

宮崎委員 二点だけちょっとお尋ねしますが、陳情書の排水設備なんですけど、これは全国的にどれ位の率で、各市町村導入されておられるのかと、あと意見書の方なんですけど、県下で一番高い下水道料金って書いてありますが、私が調べたところでは今は一番高くはないと思うんですけど、あとまた値下げの事に対して、値下げできるのか出来ないのか、その辺を町の方としてどう考えておられるのかお聞きしたいです。

上下水道
部長 まず、指定工事店制度でございます。全国的にこの制度を取り入れております自治体につきましては、下水道事業を執行しております団体の99%が執行しております。こういう形で執行しております。そして、下水道料金ですね、県下で一番高い料金ではないかという文言でございますが、この件につきましては、まず大和高田市、橿原市、安堵町、明日香村、下市町、上牧町、平群町等につきましては1立方

メートルあたり120円で徴収されております。その他天川村におきましては1立方メートルあたり130円を徴収されているという状況でございます。ですから決して斑鳩町が一番高い料金設定という事ではございません。また今後、色々と聞く中では、各自治体の料金改定の方向性を見出しているという状況で情報を得ております。そして、値下げの、金額的な問題でございます。金額的な問題につきましては現段階、供用開始いたしまして今年度、来年平成20年3月31日で丸三年を迎えるところでございます。そうした中で現段階で、更に今後普及率、整備促進率を伸ばしていく所存でございますが、現段階でこの経営の状況というのは非常に不安定な状況でございますので、現段階120円の料金、これを目安といたしまして今後、事業を展開していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 西谷委員。

西谷委員 今、部長が天川村130円とおっしゃいましたが、天川村は流域下水道ではないですね。

上下水道 天川村につきましては農集、各個の処理場を持っております。
部長

西谷委員 だからね、僕は聞きたかったのは、天川村っていうのは流域下水道やのうて単独で持ってますから、それは割高になるのは、これは料金としても高いのは130円というのは分かってたんですが。私はあえて奈良県下で一番高いっていうのは、同じような条件の中で流域下水道っていう形の中で料金設定しているっていうのは、条件を揃える中で出してる分で、そういう流域下水道に加入、そういう事でやってる流域下水道やってる市町村の料金設定が一番高いという理解をしていただきたいと思います。

上下水道
部長 申し訳ございません。今、ご説明させていただきました中で、天川村以外につきましては、流域関連公共下水道で施工されるという事でご理解いただけますよう、お願いいたします。

委員長 よろしいでしょうか。 浦野委員。

浦野委員 今回の宮崎委員のご質問で回答いただいた中で、指定工事店制度を全国的に99%導入されているという事でしたけれども、残りの1%、導入されていない理由を聞きたいのと、それと、下水道工事は主に財源的にも国からの財源も多いと思うんですけど、下水道使用料金、今120円という事ですけども、国からの指導言いますか、そういう料金はあるんですか、その二点をお聞きします。

上下水道
部長 現在、99%の残り1%の理由でございます。我々調べました内容につきましては、事業規模が非常に小さくて、指定工事店制度の制定するまでいかないといった形で、また各種団体、例えば例を挙げますと流域下水道事業团的な団体、例えばの話ですけども、そういう団体が管理していると、非常に事業規模が小さい自治体だという事でご理解いただきたいと思います。

そして、国からの指導でございますが、実際下水道を経営していく中で、現段階で総務省が推奨しておりますのが150円、1立方メートルあたり150円を目安に今後経営を検討していくべきであるという提言をされております、以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。
委員さんの方から何かございませんでしょうか。

(な し)

委員長 一定の質疑等出た思うんですけど。ここでまとめに入ります前に、

各委員さんから総括的な意見をお聞きしたいと思います。この陳情についての総括的な意見があればお聞きしたいと思います。

まず西谷委員から。

西谷委員 私は最初に言いましたように、この陳情書そのものの一番主旨である、排水設備指定工事店制度の廃止を目的とした陳情、この前提が間違っておりますから、この陳情については町として審議した結果、別に問題ない、あるいはこの事について結論を出すっていう事にはならへんの違うかなど。書いてはる事についても、どうも私自身としてはこの陳情書そのものの内容について理解ができかねてます。

委員長 よろしいでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 先ほども申しましたとおりに、こういう状況っていうのはほっとけばほっとくほど住民に混乱が広がるだろうと思います。我々の責任もありますし、なるべく早い時期に一定の結論を出して、住民さんの納得のいくように説明する義務があると思います。以上です。

委員長 そちらの方から。 紀委員。

紀委員 一応今、色々と加入金とか料金聞かせていただいて、制定された内容的には納得できる部分はあると思いますし、河川浄化とか生活環境の改善という事で、吉野委員もおっしゃったように住民の幸せを考えれば、下水道工事については公平になるような考え方で前に進むべきやと思いますし、この陳情に書いてある指定業者の廃止とかそういう事も弊害が出てくるというような判断も出来ると思いますので、このまま進めるべきやと思います。

委員長 浦野委員。

浦野委員 いろいろな皆さんの意見を聞く中で、根本的には下水道事業を進めるべきだと思います。西谷委員おっしゃるように競争の原理ですね、指定業者を廃止した中でより安く工事費を節約するという事ですけども、やはり指定業者認定制度はこのまま続行しないと、トラブルが住民自ら処理しなければいけないと思います。それと、今までの経緯、議会と行政の方でいろんな経緯があったという事を再認識しまして、いわゆる10万円の事ですけども、かなり下水道事業には経費がかかるという中で、受益者負担という認識を新たにしましたんで、10万円についても妥当であるという考えであります。それと、下水道料金120円につきましても、妥当であるという風に判断しております。以上です。

委員長 最後に、宮崎委員。

宮崎委員 私も浦野委員とほとんど同じなんですけど。排水設備指定工事の廃止を言うておられるんじゃないという事が、私も理解できたんですけど、そういう風にとられるという事も文書で色々、その辺の説明もちょっと分かりましたけど。町の方も出来るだけ住民の方に事細かく説明して頂かないとこういう事が何回も起きてくると思いますんで、町の方にももっと住民の方に事細かく説明する必要があるんじゃないかと。それにおいて指定工事店なり、私はそういう風にしたいと言われる、安い方がいいとかあるとは思いますが、そのトラブルとかその辺の事も今ちょっと聞かせていただいて、なるほど。先日、日曜日の中央公民館で警察の話も聞かせていただいて、リフォームの詐欺事件も色々言葉巧みに入ってこられると騙されている方が最後まで気付かないような事も、向こうはプロなんで色々あったと事も聞かせていただきました。それは西谷委員言われたように住民が処理したらいい事や、自分で処理したらいい事やという事も言われておられたんで、排水設備指定工事店の廃止という事を言うてないという事で聞かしていただきましたんで、陳情書が提出されたという事だけで僕はい

いかなと思います。

委員長 　ただ今、各委員の方々から今回の公共下水道についての陳情書に対する各々、一定のご意見を聞かせていただきました。

　ここで取りまとめをいたしますので、暫時休憩をいたします。

（ 「ちょっと一点だけ」との声あり ）

委員長 　西谷委員。

西谷委員 　あのね、僕ね、やっぱり住民、よく今まで議会の中では必ず取りまとめする時に休憩とって、結局傍聴者がいてない中で取りまとめをするんですよ。そしたら出てきたら全くその経過が住民が分からんままになります。例えば以前にマンションの反対の陳情があって、実際に話をして取りまとめをして、実際にたまたまその時には傍聴の方がたぶん遅れて来はったからか知らんけど、いざ取りまとめ入った時に全く、事前に委員会としてまとめたものですから、その辺の経過が全く住民には知らせなかった、傍聴の人からなんで意見言うてくれへんかってんというような事を、電話もかかってきて言われた事もありました。ですから私はもう基本的にまとめであろうが何であろうが全部全てやっぱり傍聴者のいてはる前で私は意見を言うて、それをやっぱりまとめるべきやないのかなという風に思うんですよ、違いますか。

委員長 　今、西谷委員の言われました事につきましては、以前よりこういった案件が出てきてまとめに入りますと、暫時休憩という事でまとめに入っております。その中において、各委員さんの細細な具体的な意見を聞かせていただくという事においては、一旦別室を設けて、そこで委員さんの、ここに出てない意見も含めて、色々と論議されると思います。という事から、そういう事が一番望ましいのではないかという事で今までもやってきた事ですし、今回もこういった陳情を受けて、

各委員さんのまだ出てない意見を各々が意識をもってその中でまた話をさせていただく。また取りまとめにあっては、そういった形の中で取りまとめというのが大事かなと思いますので、西谷委員はそういった事で認識をよろしくをお願いします。

西谷委員 あかね、今委員長言われた中で私が気になるのは、例えばこの場所では言えないような意見とかっていう事をおっしゃいましたけど、例えばこの委員会の中で逆に言うたら言えないような意見っていうのは、僕は議会として吸い上げるべきではないし、公の場で議事録が残る中で、あるいは傍聴者のいてはる前で出た意見で議会の委員会の、私は内容を決めるべきやと思うんですよ。確かに今まではそういう形でやってて、結果として前回の建設委員会でもそういう弊害がありましたやん、そうでしょ。だから、常に議員の意見っていうのは誰が聞かはってもどこで聞かはってもちゃんと言える、そういう意見がやっぱりこの中で、そういう意見を議論する事によって、やっぱりそれぞれの本来の議会のあり方違うんかなと。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時29分 再開)

委員長 再開いたします。

それではこれよりまとめに入りますので、暫時休憩をいたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前11時35分 再開)

委員長 再開いたします。

意見が取り纏められましたので、建設水道常任委員会としての見解

を申し上げます。

この度、斑鳩町排水設備指定工事事業者組合、組合長である勝間設備工業の勝間隆氏から、「公共下水道についての陳情書」をいただきました。この陳情について、建設水道常任委員会より見解を申し上げます。

公共下水道事業は、ご存知のように、快適な住環境を築き、公衆衛生を向上させると共に、河川等公共水域の水質保全を図るための重要な事業です。

斑鳩町議会の建設水道常任委員会は、下水道条例関係について、平成14年3月定例会から平成14年12月の定例会まで審議を行い、条例上程の直前に全員協議会を開催し、斑鳩町下水道条例について審議した後、全議員が満場一致で議決いたしました。ご心配されている斑鳩町排水設備指定工事店制度については、公共下水道へ接続するための専門的な技術と資格を持ち、公共下水道への重要な役割を果たす必要不可欠なものであると認識しています。

平成17年4月から一部地域で供用開始し、その後、下水道工事整備が進む中、公共下水道に対するご理解とご協力を得るため啓発等の周知を行って参りました。今後も平成14年12月に制定された斑鳩町下水道条例に基づき、公共下水道の普及向上のため、住民の方への周知を行い、安心して公共下水道の接続工事ができるよう、また、ご利用いただけるよう全力で取り組んで参ります。

というのが。すいません。その中で、啓蒙という言葉を削除いたしますので。ということで、皆さんのご意見が纏りました。改めてこれに対してのご意見を賜りたいと思います。こちらの方から、西谷委員。

西谷委員

私はこの見解については異議を申し上げます。といいますのは、署名活動をされてる方々を中心に出された意見書を踏まえてというような見解にはなっておらないということであります。まず、陳情書にあるように、私達の活動は、署名活動を行っておりますが、排水設備指定店の廃止を言ってるものではありませんし、町民の皆さん方が下水

道に接続されないということは、これは平成17年から住民皆さんが自主的に止められている結果でありまして、我々が署名活動をしたのはそれらの住民の皆さん方の意見を聞いて、調査した結果であり、この19年の、今年の1月からであります。

それと、意見書の内容の中で、色々こう言われてますが、下水道加入負担金10万円の分については、私は住民の不満の中でこれを仮に廃止しても、事業費の落札率を下げる努力をするだけで、これぐらいの財源は十分に賄えると思います。よって私は下水道条例の一部改正を求める立場でありますので、この見解については反対という事で申し上げたいと思います。

委員長 次、吉野委員さんどうでしょうか。

吉野委員 住民にとっては、10万円という金額について、しかも公共下水道という事に対して、全国ではたくさん例があると思いますけれども、斑鳩町はこの10万円をとって公共下水道をやるというようなこれ大事業ですので、これに対する住民のそのアレルギーというのはあるんじゃないかなと思います。これは99%管理指定者でやってるんだよということだけの説明だけでは足りなかったのかなと。ここまで混乱が起きてる状態で、もう一度、住民さんに徹底的に説明する必要があるんじゃないかなと思います。以上です。

委員長 吉野委員、この陳情書はこれでよろしいでしょうか。

吉野委員 陳情書に関してはこれでいいと思います。

委員長 よろしいですか。はい。そしたら、紀委員。

紀委員 陳情書はこれでいいと思うんですけども、とりあえず行政側からの10万円に対する説明もそうですし、下水道料の料金の説明に対して

も、出来るだけ住民がご理解いただけるように詳しく説明していただいて推進してもらいたいと思います。

委員長 はい。そしたら浦野委員。

浦野委員 はい。この取り纏めの内容で結構なんですけども、今、吉野委員、紀委員もおっしゃったように、住民も理解しにくいと。我々議員だってなかなかわからなかったという点がありますので。また今後、広報等でまた出前講座とか色々な方法があると思いますので、十分ご理解していただくということは徹底していただきたいなということを付け加えておきます。

委員長 そしたら、宮崎委員。

宮崎委員 私もそれで結構だと思います。以上です。

委員長 今、各委員さんからのご意見をお聞きしました。

賛否がありましてですね、委員長報告の中で、この賛否を含めた形で、またご報告させていただきます。また、今意見がございましたことも含めて、委員長報告させていただきますので、委員さん方のご理解をよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ここで休憩いたします。お昼の1時から始めますので、よろしくお願いいたします。

(午前 11時44分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

委員長

では再開いたします。

次に、継続審査であります都市基盤整備事業に関することについて審査することといたします。

初めに、①公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

工事進捗状況でございますが、繰越事業として進めておりました、龍田西3丁目地内、西の山地区及び夕陽ヶ丘地区で施工いたしております、1工区ー1工事から1工区ー7工事につきましては、ほぼ舗装の本復旧も完了しかけておりました、残りは、残務整理を進めている状況でございます。これにつきましては、12月14日に工事をすべて完了する予定で進めております。

その他につきましては、事前委員会でご報告させていただきましてから特段変化はございませんが、今後、年末年始の長期の休工となるため、現在稼動いたしております工区につきまして、現場及び現場周辺の安全対策の徹底及び緊急時の対応について再度、業者とも確認を済ませておく予定でございます。

以上、工事進捗状況のご報告とさせていただきます。

つづきまして、お手元の資料ー1をご覧くださいませでしょうか。平成19年11月30日現在の接続に関する状況をご説明させていただきます。申請受付件数が、1,456件、検査済み件数が1,423件となっております。融資あっせん利用総数につきましては26件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が17件でございます。今後も、更に公共下水道の整備及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが継続審査であります公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。

西谷委員 資料1の公共下水道接続申請状況なんですが、先程、18年度末の2,700件は聞いたんですが、実際排水できる区域、今すぐでも接続できる区域の対象は、平成19年11月31日現在でいくらあるか。

上下水道
部長 現在、供用開始をうっております区域につきましては、2,700件、午前中にご説明させて頂きました数字と変わりございませんので、よろしく願いいたします。

西谷委員 これ2,700件、供用開始というのは、公共枡まで一応全部設置できた件数ということで、平成18年度末と19年の11月30日で数字が一緒やということですか。

上下水道
部長 申し訳ございません。ちょっと若干訂正いたします。この平成19年度の第1期の前期の工事が完了いたしておりますので、現在、1,966件、供用開始ができる状況で、供用開始区域内の件数であるということでございます。そして、その中で、接続を完了していただいております件数につきましては、11月30日現在で1,423件、検査が終わっておるということでございます。

(「ちょっと数字おかしいんとちゃう。」との声あり)

上下水道
部長 戸数につきましては、2,966戸です。申し訳ございません。

委員長 他にございませんでしょうか。

議 長 すいません。発注される時に、設計が開削になった設計で入札、落札されて、実際工事の現場を確認したら開削では不可能やと、推進に

変えやんなあかんというような現場があると思いますねけどね、そういう時の行政側の対処というんか、対応というのをお聞かせ頂きたいと思います。

上下水道
部長 現場、例えば、これ事例を挙げて説明いたしますと、現場の試掘した状態で地下埋設物が想定していた状況と違うような形になった場合に急遽、推進工法に工法変更する場合がございます。そうした場合、十分設計の中身につきまして、ご検討させていただきました中で、設計変更として対応していくといった形で従来進めております。

議 長 その設計変更した時にね、その単価も変動してくると思いますけれども、大体私ら素人から言いますと、開削より推進の方が高いのかと思いますねけれどもね。そういうなん業者がかぶるのか、行政として追加出してもらうのか、そういうところ辺りいせんが。

上下水道
部長 あくまでも現場精査した中で、精査いたしますので、仮に精査した中で、当初の契約の範囲の中で出来るのであれば、契約金額の範囲内のできるのであれば、その契約の金額でいきますが、仮にオーバーするような状況になった場合、これはもう変更契約の対象として進めてまいります。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備 それでは継続審査でございます都市基盤整備事業に関することにつ

課長

いてのうち、②都市計画道路の整備促進について、ご報告を申し上げます。

まずはじめに、いかるがパークウェイについてご報告を申し上げます。

まず、岩瀬橋橋りょう下部工工事についてであります。11月26日（月）に竜田川右岸の公園敷地において橋台工事の準備作業として工事影響範囲の樹木の移植に着手されたところでございます。

現在、樹木の移植は完了しております。工事に必要な範囲の仮囲いをバリケードフェンスにより施工されるとともに公園園路の仮復旧がなされているところでございまして、出来次第、今日明日の内ではございますけれども、河川内の作業ヤードを造成するための盛土に使用する土砂の搬入が始められるところでございまして、概ね10日間程度で終了するということになってございます。その際、工事車両の通行におきましては交通誘導員を適切に配置いたしまして、通学の児童や一般交通の安全確保に努められることとなっております。

作業ヤードの造成が終わりましたら、続きまして橋脚・橋台の施工に必要な、土留め工や仮締め切り工など本格的に工事に入っていくこととなっております。

また、稲葉車瀬地区におきまして実施されております埋蔵文化財の発掘調査についてでございますけれども、現在も調査が進められているところでございます。

次に、五百井・興留区間についてでございます。12月15日（土）、16日（日）の両日において、土地の所有者の方々や地元関係団体の皆様方にご協力をいただきながら、土地の境界確認のための現地立会いを実施する予定でございまして、皆様方にご案内を申し上げたところでございます。

最後になりましたけれども、岩瀬橋から三室交差点間の道路構造の検討並びに県道大和高田斑鳩線との交差点の計画につきまして、現在も国において検討を進められているところでございます。

大変申し訳ございませんが、冒頭の説明の中で、岩瀬橋橋りょう下

部工事について、10月26日に着手と申し上げたんですが、11月26日の間違いでございますので訂正の方お願いいたしたいと思えます。

以上で、いかるがパークウェイについての説明とさせていただきます。続きまして、都市計画道路法隆寺線についてご説明を申し上げます。

前回委員会の後は特段のご報告申し上げる進展はございませんけれども、残っております事業用地1軒につきまして、引き続き用地交渉を重ねまして、早期にご協力いただけるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、小吉田区間の工事が事業用地引渡し後の発注となるため、年度内の執行が難しいことから本定例会におきまして繰越明許費の設定をお願いしているところであります。

以上が法隆寺線に関する状況でございます。

以上で、都市計画道路の整備促進に関することについてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。

吉野委員 いかるがバイパスについて、岩瀬橋から三室交差点の間についての件については奈良国道、国交省さんの方から一定の資料が出てくると思えます。その時期は、先の常任委員会では、12月の末か1月とおっしゃったように記憶してはおりますけれども、時期については確定してはすでしょうか。

都市整備課長 まだ現在のところ、明確には確定しておりません。

西谷委員 ちょっと確認しときたいと思うんですけど、というのは、一般質問の中で町長が吉野議員の質問の中で、駅前の、橋上駅舎について、検討委員会の中でもそういう発言があったようなこととか、都市計画道

路検討委員会の調査報告書が両論併記でないようなニュアンスで言われたんですが。これはちょっと確認しておきたいんですが、僕自身も実際にこれを担当した人間としては、両論併記で都市計画道路のここにもこれ読みますけど、書いてるのはですね、都市計画決定以降、市街化が進んだことで、郡山斑鳩王寺線の都市計画街路事業、これ今のいかるがパークウェイですね、の困難性が高まっている。一方では、建築制限、建築許可の歴史が積み上げられており、私見に関わる所で、都市計画の定着が進んでいる面もあろうかと見られる。したがって、斑鳩町の都市計画そのものは尊重すべきであるが、計画当時の考え方で、関係住民の意向を確かめることなく、事業化を強行することは避けるべきであるということで、賛成と反対の両論の意見を書いている中では、私は両論併記、この内容については両論併記やと思いますし、この当時のメンバーの委員につきましても、当然だから賛成、反対派の方が同数という形で議論をされてますから、片方に片寄った提言は出されなかったという確認はやっぱりしとくべきかなと思いますし、駅前の整備については、ここで言われてる中では、緊急度の高いそのまちづくりの重点的取り組みという中で、斑鳩町において当面重点的に取り組むべきまちづくりとしては、鉄道用地や民間所有の土地利用方針が問われている法隆寺駅周辺の整備がまず第一に挙げられる。ここでは斑鳩に相応しい駅前広場の整備を行うとともに、住民の生活と文化のセンターであり、訪問者にとっての観光レクリエーションのセンターであるような町の顔づくりが求められる。また、法隆寺駅と法隆寺をつなぐ遊歩道整備、法隆寺駅北地区一帯の市街化区域内空地の乱開発防止策としての計画的市街地整備も平行して進められるべきまちづくりである。これら緊急度の高いまちづくりの実現に向けて、すぐにでも基礎的調査、整備課題の整理、事業手法の検討等にとりかかり、進んでいないその事業化に進めるよう、町行政として取り組むべきやということで提案されてるんで、ここで読む限りでは、当然の事ながら、駅周辺のやっぱりその道路を含む整備であって、決してその橋上駅舎をこの道路検討委員会の中で提言したことではないという

事だけは、これはちょっと確認しておきたいと思うんですが、どうですか。

町 長

今、西谷委員がおっしゃってるのは、昭和61年の4月から62年の3月にかけて、道路検討委員会を開かせていただいた。そういう事情の中で、色んなご意見が出てまいりまして、62年の4月ぐらいからこの沿線の関係の住民と座長と出席して、住民と、座長と私と、また担当職員と各地域を回らしていただいた。そういう中で、色んなご意見を頂く中で、私はやっぱりそういうところの判断をしてまいったわけです。やっぱり平成元年の時に、この道路は困難性はあってもやっていかないかんという結論に至ったわけでございますし。西谷委員がおっしゃってるのは、その時に出てきたのは、駅前の再開発をしなきゃいけないというようなことの中で、そういう事の、コンサルタント交えてやって、一応図面を示したんです。当時、西谷委員も都市計画の員で駅前の現場も行って、しかしそれはなかなか、東公民館でもしたら喧喧諤諤のご意見が出てきて、なかなかそれはいかないと。そしたらどうするんだということで、もうすでに平成何年にはもうそれが出来ておるという状況であったやつが、遅れに遅れをなしてきて、そこでまた議会の中では橋上駅よりもまずそのアクセスというのか、都市計画道路の関係等に携わる、駅に通じる道路を作っていかなきゃあきませんよというそのご意見が、もう橋上駅は最後ですよということで、もう最終的に大和路線ではもう全て橋上駅になった中で、法隆寺がこのバリアフリー法によって5年という中で最終的にやっぱりこれをしていかなければならないなというところから出てきたわけですから。何も私はその提言に基づいた色んな手法は全部やってきた。しかしそれは西谷委員もご存知のように、職員の時に、色々と現地に説明に行ったら、なかなか応じてくれない状況にあったと。また、そういう当時はバブルで、非常に再開発が進んできたけども、しかし駅前等についてはなかなかそれが難しいと。範囲的にも、三代川を挟んで斑鳩荘園も全部入れたらいいやないかということもございました。しか

し現状的に考えたら、三代川を挟んでですね、やっぱり西側の関係等について再開発をしていくということで取り組んできたわけですけども。これも色々と住民の方々からもご意見を頂いてやってきたと。片方ではやっぱり聞きに行きますと、やっぱり法隆寺線よりも安堵斑鳩王寺線を早くせえということになってきたわけですけども。やはり一番問題は、やっぱり都市計画道路の中で、このいかるがパークウェイ、後からパークウェイですけども、郡山斑鳩王寺線がやはり優先と、これをしなかったらなかなか進んでいかないというところからございましたし、色んな問題等ある中で、皆さんのご意見を聞く中で議会とも相談申し上げて進めてきたと、私はそういうことで、何も別に、その提言通りに私は進めてまいったと思っております。

西谷委員 町長の今言われてる、それはその通りやと思うんです。ただ、ニュアンスとして、報告書そのものが両論併記でないという断定されますと、いやそうやないやろという部分の、聞いている住民からの感覚なんで、その辺のところは僕は違うんちゃうかなという風に思ったんでちょっと確認させてもらったんです。それと、こないだの説明会の、部長の中で、環境調査みたいな分について、確か交通量の予測されてたと思うんですが、実際には騒音とか、具体的な指標というのはあるんですか。

都市整備課長 環境に対する影響に関してですけれども、まず、騒音、それから振動、大気汚染といったところにつきましては、環境保全目標という数値がございまして、地域地域によりまして基準等が定められてるところでございます。

西谷委員 それで、私が聞きたいのは、その予測でですね、今現在での予測でどの程度の数値、例えばそれは保全目標をクリアする数値になっているのかというところを聞きたいんです。

都市整備課長　ただ今までの事業の進捗をしております、小吉田、稲葉車瀬区間におきましては、今の道路構造の中で十分に対応できると。それ以外の部分につきまして、今後道路構造が計画されて、定まってく中で、その都度、そういった検討がなされていくと、で、必要に応じて、当然対処はされていくという事になっていきます。

西谷委員　いやあのね、今やのうて、全線、例えば今4車線から2車線に変わりましたよね。そうした中で、計画の段階で少なくともこれが道路作ることによって当然騒音、一日のその車の通行の交通量が予想が出てくるわけですから、それに基づいて、当然数値というのは予想されてるんじゃないかなと思うんで、その数字をちょっと教えてほしいと言うてるんです。

都市整備課長　そのことにつきましてですけれども、地区によって違うわけですが、例えばこないだの一般質問でお答えさせていただきましたように、一部道路構造、縦断勾配等がまだ定まっていない所もございまして、その部分につきましては、定まった段階で検討がされて、数値が出てくると、こういう事になってこようかと思えます。

西谷委員　これは以前、いかるがバイパスの沿道構想の中でされてる数値というのがあるんですが。これはもうかなりアバウトやと思うんですが。ケース1として、2車線で、場合で大体、朝から夜まで一応2時間単位ぐらいでこうやってるんですが、騒音から言うたら、住居地域では60フォン、商業工業地域では60、住居地域では50フォンという保全目標があるんですけど。この当時の予測の数値としては61フォンで、若干上回ってる。夜間についても、住居地域が45フォン、商業工業地域は55フォン、予想地域は52フォンということで、上回ってる。例えば4車線やったら明らかに予想値が上回るから、結果としては、二車線という形で車線が変更になったんかなという感じもするんですが。この中には今構造によって確かに違うと言われましたけど、

相対的に道路の幅員が決まり、或いは車線が決まり、交通量が予想されたら、それに基づく環境指標というのは出てくるん違うかなと思うんですが。これが出てるのは1984年に数値として出てますから、当然それ以降、今現在、内容ももっと変わってきてるだろうし、もっと正確な環境指標というのは出せるん違うかなと思うんですけども、それは出てないんですかね。

都市整備課長　そうですね、委員がおっしゃっていただくように、当然全体の計画は検討もちろんできるわけですがけれども、その検討の要素と、要素の中は、例えば道路の縦断勾配であったりというところがございます。その縦断勾配が今現在、最終確定できてないというところがございますので、その最終確定した段階でないと、やはり最終の数値として申し上げることが出来ないというところがございます。

西谷委員　例えば実際ですよ、工事進めていく中で、今の予想やったらその保全目標を上回るから、例えばその道路形態をもう少し勾配のおこらへんような形にしようとか、そういうのが当然現場の中で行われるはずやし、それが行われるとしたら、まずその基本となるような通常のフラットな形でのその全線の騒音の数値とか、他の環境の数値というのは出てるんやないのかなと。だから僕はずっと出てけへんというのは、保全目標どう計算しても上回るから、数字が出せへんのかなという、穿った見方もするんですが、その辺のところどうですか。

都市整備課長　いかるがパークウェイは全線4.7キロございまして、それを全て平面ということで、想定して計算すると、これはあまりにも乱暴なことかと思えます。

　　したがいまして、小吉田あるいは、先日もですね、19年度にですね、五百井・興留区間につきまして、事業を進めさせていただくということで、計画説明を申し上げたわけですがけれども、当然その区間につきましては、一定の予測計算がなされてございますので、その数

値はございます。

ただ道路縦断等、これから皆様方とご相談を申し上げながら確定をしていく部分につきましては、今の段階ではまだ数値がないというところで、当然、事業で進めておる所におきましては、数値はございません。

西谷委員 私やっぱりバイパス、いかるがパークウェイについて、色々賛否がある中では、出来るだけやっぱり行政は情報を提示すべきやと思いますし、情報を出すことによってお互い同じ土俵で話が出るのではないかなと思います。だから町が出せる情報はどんどん出して、住民にやっぱり提示して、同じ情報量の中で、同じ土俵で、やっぱり住民と行政が話が出るような、是非やっぱりそういう事をちょっと検討してほしいなと思います。

都市整備課長 今、委員おっしゃっていただきましたように、我々といたしましても、当然、道路を作っていくにあたりましては、沿道、或いは周辺の住民さんの皆様が一番気にされてる部分が当然ございます。色々な問題点もあろうかと思しますので、皆様方の声を十分反映できるように、聞く機会は、お話をさせていただく機会につきましては、今日までと同様に、十分に設けさせていただくように、また自治会にも働きかけていきたいという風に思っております。

委員長 他ございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 12月定例会で大方は質問させていただきました。先程のその縦断勾配の件なんですけども、一番心配してるのは、現道よりも数十センチ位でしたらとか、或いは2メートル位だったらとか色々検討する材料ありましてですね、それがはっきり出て来ないことには、いわゆる藤川課長おっしゃられた騒音公害についても、当然確定できないと思います。あそこの登り勾配について、当然あれだけの登り勾配ですか

ら、かなりエンジンをふかすとか、ギアを上げるとかしないことには登れないと、でその登った地点でまた交差点があるという非常に難しい所ですので、この辺の環境影響調査は本当にきちっとやってもらって、当然、国の方から提示されたものに対して、斑鳩町は住民の立場になって、これはどうかという風に交渉されていった結果が出来上がるということですよね。国がこうやってきたからこれで呑めというわけではないですよ。それでこの地区は模型によりますと、やすらぎゾーンという風になってるんですよ。地区の人達は何でここがやすらぎゾーンなんだと、恐らく一番騒音公害も出るだろうし、排ガスの問題も出るし、粉塵とか大気汚染の問題も当然出てくるだろうと。そういう地区をやすらぎゾーンとは何事やという風な意見も当然ありますよね、この辺本当にやすらぎゾーンになるような対策を十分にやっていただきたいと。これ定例議会で質問させていただいたことにプラスしてですね、お願いいたします。

都市整備課長 　ただ今、ご意見としていただきましたところですが、この区間につきましては、やすらぎゾーンというゾーン設定をさせていただいておまして、今後、住民の皆様がやすらぎゾーンとして相応しいような道路構造となるように、皆様方と十分にご協議申し上げていきたいという風に考えております。

委員長 　よろしいでしょうか。
他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 　これをもって質疑を終結いたします。
次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備
課参事

それでは、J R法隆寺駅周辺整備事業についてでございますが、前回委員会へ報告させていただいた後、主だった進展はございませんが、南口広場工事の施工状況について、簡単に報告をさせていただきます。現在は広場北側及び南側歩道の整備を主に施工いたしておる段階でございます。また、排水施設等、地下埋設物につきましても順次、夜間工事において施工させていただいているところでございます。又、これらの作業の工程の調整を図りながらシェルターの設置におきましても、12月3日より西側部分、エレベーターの乗り場付近からですが、行っております。年内には広場北側歩道の施工につきましては、西から約半分程度までの歩道整備が終了するという予定で現在も進めておるところでございます。また、周辺住民の方々、また駅利用者の方々には大変、引き続きご迷惑をおかけいたしておるところでございますが、年末年始の間、工事も休むということでございますので、特に現場管理体制や通行者の安全対策について、十分配慮をしてみたいと思っております。

次に、駅北口の5号線でございますが、11月28日から12月14日の間で、測量及び建物補償調査を実施させていただいているところでございます。

その他の路線につきましては、特に報告する事項はございませんのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、J R法隆寺駅周辺整備事業の進捗状況の報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっております。次に、各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 議案第43号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、理事者の報告を求めます。 加藤建設課長。

建設課長

それでは、各課報告事項(1) 議案第43号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、ご説明申し上げます。

まず、建設課所管に関わります補正予算でございますが、議案書の予算に関する説明書の11ページをご覧頂きたいと思います。

歳出で、第2款、総務費、第1項、総務管理費、第8目、交通安全対策費で、斑鳩西小学校の通学路の変更に伴い、通学路の安全確保のための転落防止策を設置するため、226万1千円の増額補正をお願いするものであります。

事前の委員会で、その内容についてはご説明申し上げておりますが、児童等の通行の安全確保のため、早期に対策を講じる必要があることから、今回補正予算をお願いしたところでございます。

次に、都市建設部に関わります人件費の補正予算についてでございますが、予算書に関する説明書の19ページをご覧頂きたいと思います。

まず、第5款、農林水産業費、第1項農業費、第2目、農業総務費で人事異動及び人事院勧告等によります人件費所要額、900万7千円の減額をお願いするものであります。

次に、20ページ、第6款、商工費、第1項、商工費、第1目、商工総務費で同じく人件費所要額、159万4千円の減額をお願いするものであります。

次に、21ページ、第7款、土木費、第1項、土木管理費、第1目、土木総務費で同じく人件費所要額、790万7千円の減額をお願いするものであります。

以上、都市建設部に関わります人件費、及び建設課所管に関わります平成19年度一般会計補正予算(第10号)の説明とさせていただきます。以上です。

委員長

藤川都市整備課長。

都市整備
課長

続きまして、都市整備課所管に関するものについて、ご説明を申し上げます。

予算に関する説明書の9ページをご覧頂きたいと思います。

まず歳入でございますけれども、第14款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第3目、土木費国庫補助金で5万円、第15款、県支出金、第2項、県補助金、第4目、土木費県補助金で2万5千円の増額をお願いするものであります。

続きまして、22ページをご覧頂きたいと思います。

歳出でございますけれども、第7款、土木費、第4項、都市計画費、第1目、都市計画総務費で、10万円の増額補正をお願いするものでございます。これらは、斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業につきまして、5件を追加させていただいて実施をさせていただくことによるものでございます。

次に、第2目、公共下水道費でございますが、公共下水道事業特別会計への繰出金といたしまして、186万1千円の減額補正をお願いするものであります。

戻っていただきまして、補正予算書の5ページをご覧頂きたいと思います。

歳出について、繰越明許費でございます。第7款、土木費、第4項、都市計画費で、都市計画道路法隆寺線整備事業についてでございます。小吉田地区の工事につきまして、買収用地の引渡しを受けた後の工事発注ということになってございまして、年度内の完了が見込めないということから、主に工事請負費で、1億2,357万9千円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上が、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

報告が終わりましたので質疑、ご意見があればお受けいたします。

ありませんでしょうか。

(な し)

委員長 質疑、ご意見がないようですので、次に、(2) 議案第46号、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 議案第46号、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

これ内容につきましては、規定の歳入歳出予算の総額から186万1千円を減額いたしまして、歳入歳出総額をそれぞれ歳入歳出18億3,613万9千円とするもので、主な内容といたしましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額による減額補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書の事項別明細書の歳入よりご説明をさせていただきます。

まず、4ページをお開きいただきますでしょうか。第4款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目、一般会計繰入金で、人件費及び事業費に係る一般会計繰入金といたしまして、186万1千円の減額。

次に、歳出でございます。5ページをお開きいただけますでしょうか。第1款、公共下水道費、第1項、下水道管理費、第1目、下水道総務費でございます。職員手当等人件費で212万5千円減額。次に、6ページをお願いいたします。第1款、公共下水道費、第2項、下水道新設改良費、第1目、管渠等新設改良費でございます。職員手当等人件費で26万4千円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第46号、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので質疑、ご意見等あればお受けいたします。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、次に（３）議案第４８号、平成１９年度斑鳩町水道事業
会計補正予算（第１号）について、理事者の報告を求めます。

植嶋上水道課長。

上水道課 議案第４８号、平成１９年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）
長 について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の３ページをご覧頂きたいと思います。この内容につき
ましては、前回委員会でご説明を申し上げてる内容と変更はございま
せんので、簡単ではございますがご説明を申し上げます。

既決の収益的支出から８３万２千円を減額し、水道事業費用７億９、
６３５万４千円とするものでございます。その内訳といたしましては、
人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額で、原水及び浄水費で７
万２千円の増額、配水及び給水費で２５１万１千円の減額、総係費で
１６０万７千円の増額、差引８３万２千円の減額補正をお願いするも
のでございます。

以上、簡単ではございますが、平成１９年度斑鳩町水道事業会計補
正予算（第１号）のご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見等があればお受けいたします。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、（４）斑鳩町観光自動車駐車場の使用料減免措置について、
理事者の報告を求めます。 佃田観光産業課長。

観光産業
課長

前回の委員会において、斑鳩町観光自動車駐車場の使用料減免措置につきまして、法隆寺観光自動車駐車場に係ります整理を考えておりますことを報告させて頂きましたが、整理内容が纏まりましたので、その内容について報告させて頂きます。

配付させていただいております資料2の斑鳩町観光自動車駐車場使用料減免措置対照表のとおり整理したいと考えておりますので、資料2により報告させていただきます。

上2段の道路交通法に規定する緊急自動車と町長の指示により非常災害時の活動するために使用する自動車については、現行どおり無料ということで、そして表の3段目の法隆寺iセンター利用者が乗用車を駐車される場合は現行、無料としていたところを、100円のみを徴収することとし、しかし、観光案内のみやホールの使用申込みのみの場合は除かせていただきます。表4段目の町内各種団体等が研修会などでバス等の乗降場所として使用される場合は、現行どおり無料とさせていただきますが、乗って来られた乗用車を駐車されて研修会等に行かれる場合には、現行は無料としておりましたが、通常駐車場使用料600円を徴収することで、また、表5段目の公共機関からの減免要請による場合は、現行どおり無料ということで、表6段目の観光ボランティア活動により使用される場合は月1台1,000円のご負担をいただくことで、また、二輪自動車、単車であります。これにつきましては、この表に該当する場合は、無料とさせていただきます。来年度より実施したいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

委員長

報告が終わりましたので質疑、意見等があればお受けいたします。

吉野委員

まず、観光自動車駐車場といいます範囲をですね、現行の駐車場全部を言ってるんでしょうか。それともiセンターを利用させる分として、トイレとiセンターの間に20台程、こう区切った所があります

よね。その部分のことをおっしゃっているのか、ちょっと伺います。

観光産業
課長 今の、観光自動車駐車場の範囲でございますが、全ての範囲を観光自動車駐車場の範囲としております。ということで、iセンターとトイレの間の部分も観光自動車駐車場の営業の範囲の部分ということであります。

吉野委員 今までもそのような考え方であったのでしょうか。

観光産業
課長 今までもそういう考えでおりまして、しかし、iセンターの利用者につきましては、何台でも無料ということでしてございましたので、それにはやはり全然使われない方、また、何台も使われる方ということがありますので、今の体制を考えておるわけでございます。

吉野委員 こう上から、無料、無料、無料と、それでiセンター利用者が乗用車を駐車される場合、観光案内以外は100円、観光案内も含めて100円ということですかね。ここら辺ちょっとわからないんですけども。観光案内に来た観光ボランティアに対して100円ということですか。

観光産業
課長 あくまでもiセンターは観光案内を兼ねてるわけでございますので、観光案内のみに立ち寄られる方につきましては、無料とさせていただくということでございます。

吉野委員 観光案内のみに立ち寄る人、観光案内されるんですか、する方ですか、どちらですか。

観光産業
課長 観光案内ということで、例えば旅館とか、道案内で寄られる方ですね、これのみに寄られる方につきましては無料とさせていただくということでもあります。

吉野委員 無料ではなくて、100円ですよね。改定後は100円と書いてありますけどね。

観光産業課長 今説明させて頂いておりますように、その観光案内のみに寄られる場合につきましては無料と、iセンターを利用される方につきましては100円を徴収させていただこうということでございます。

町長 簡単に言いますと、前の委員会でもご指摘あったように、結局、2階のホールを申し込みに来ると、或いはそういうちょっと道を教えてくれというものについては無料ということでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。西谷委員

西谷委員 一番最後の観光ボランティア活動により駐車場を使用する場合の、月1台につき1,000円という、この月1台とはちょっと理解に苦しむ、どういう想定でこの月1台1,000円なんですかね。

観光産業課長 観光ボランティア活動により駐車場を使用される場合は月1台1,000円ということですが、自転車、単車等で出来るだけ来て下さいということで、観光協会の方をお願いをしていたるわけですが、乗用車を利用して来られる方もおられるということで、それも毎日じゃないですので、その区画を1,000円として、ボランティア団体の方で借りていただいて、それをその月の出られる回数とかで割っていただくとか、そういう方法もありますので、それはまたこれから観光協会さんと協議の方していきたいと思っております。

委員長 今の説明で理事者よろしいんですか。割っていただいてとか云々ということですが。もうちょっと詳しく。

藤本都市建設部長。

都市建設
部長 観光ボランティアの協力して頂いてる方、毎日出られるとは限らないですよ。そうしたことで、観光協会さんの方でその辺の調整をしていただいて、そのスペース2つなりを確保してもらって、ボランティアの方、出来るだけ車で来ないように、シーズンですから、その駐車スペースを少なくするという事は、実際おかしい話なんで、出来るだけ単車、自転車でも来たらいい。しかし、どうしても車で来ないかん場合があると、そうした時に、2、3台のスペースを確保してもらおう。で、その使用料については、観光協会さんの方で、このボランティア利用された方で、調整してもらって、この月2,000円という支払いなり、今、観光ボランティアの方については、観光協会さんの方で、どう言うたらいいんですかね、所管してもらってるわけですから、観光協会さんの方で調整をしていただくと、そうしないと、10日来てそのままスペース確保して1,000円払うと、そういう事になってしまいますんで、それは調整を凶ってもらおうということで、今後、観光協会とも調整していきたいと、こういうことで説明させてもらったということです。

吉野委員 そうしますと、この1台につき1,000円というスペースはいくつぐらい用意されておられるんでしょうかね。

観光産業
課長 今、大体、観光ボランティアで1日3台か4台ぐらいは利用されてるということですので、それに基づいて、また観光協会さんとその区画については協議させていただきたいと思っております。

吉野委員 斑鳩の里観光ボランティアと言いますと、百数十名の団体でして、斑鳩町在住、近隣の私なんかは自転車でも来たり、歩いて来たりするんですけど、決して斑鳩町在住だけではなくて、遠くかなり離れた所から来られてます。そうした人程、熱心なわけで、月に10回来る人も

いますし、20回来る人もいます。そういう熱心な方が、ちょっとこういう話があるでという話をしたら、いやーもう行けないな、残念ながらというふうなことになるんですけども、これ斑鳩町の観光行政の姿勢が問われるような問題ですので。こういう提案されてくる根本の考え方というんですか、それはどういうことなんでしょうか。

町長

側面は結局、指定管理者になっておりますから、指定管理者というのはやっぱり議会でも出てるように、採算をペイするというようなことになってまいりますからね。ご存知のように、町営駐車場というのはもう昭和60年位の時は、もうこの今庁舎の隣が満杯、そこまで送ってこなかったらいけないということで、大体、バスで年間3万台入ったわけですけれども、昨今の情勢から、第2駐車場が出来ない。そして法隆寺の前に駐車場確保したら、門前の業者の方々が自分とこで駐車場確保された。そういう傾向もございますからね。まあ問題はなんであこ行ったらタダやねんと、町民の方々からあこへ置いといたらええのかと、やっぱりそういう事を厳格にやっぱりしてもらわんと、ちょっと観光ボランティアで行きまんねんと言うてそこへ置かれる、そして奈良へ行かれたら、もうそれで許しまんのかということもございますからですね。その辺のことを十二分に考えていかなかったら、町民の目というのも、我々一番その職員の関係等でも議会の議員の方にもお一人ですね、この町営駐車場、庁舎へ来るとこに駐車場作って、金とったらどうかという話もされましたけれども、私はあえて職員には月3,000円という形でですね、職員にこの今駐車場お借りしている所で、3,000円、年間36,000円を払っていただいております。そういう方でも、ノーマイカーデーで車乗ってこないこともございますし、ある程度そういうこともございますからね。またぬくなくなったら自転車で来るとかいうこともございますし、色んな方あると思います。いかるがホールにしたって、出先の関係等についても、3,000円を頂いてるわけですども。

やはり、そういう事をしていかなかったら、何でも無料やというこ

とには私は相成っていかない。当時、これをする時も料金を改正する時も、当時の中野収入役は会計に携わる立場から、やっぱり無料というのは町長そら無理でっせと、やっぱりなんぼか頂かんと、その無料という事なったらもうこれずっとそういう事に続いていきますよと、提言されました。そういう事考えますと、例えやっぱり100円でもそういう気持ちでですね。月1,000円でもそういう事ではいかなかったら、やっぱりそういうその区画、あるいはそういうその仕事上ですね、指定管理の中で、あこへさえ置いたらええねんということでもなしに、やっぱりバスがたくさん来た時にはその駐車スペースがないという時、そういうとこの事故も考えてまいらないけませんし。そういう事も十分踏まえてですね、私はやっぱりそれ位の関係等については協力を頂いたらどうかなということ、色々と、指定管理者になって3年目を迎えるわけですけれども、そういう事もはっきりとしていかなかったら、指定管理をしていり職員の立場からですね、あこやったら無料やと、iセンター行きまんねんて言うて無料やということになってしまったら何でもかんでもiセンターやと言うたらええんやということにもなりますから、そこらを十分に考えていただいて、我々としては現場の意見も十分聞かせていただいて、そしてやっぱりこういう事を、ただ料金を回収される方は大変、いちいちとやっぱり聞いていただいて、iセンターへ受付に行かれるのか、申し込みに行かれるのか、そういう事も聞いて、処置をして頂くということで、手間はかかりますけれども、やっぱりそういう事も十分に踏まえてやっていくことがいいのではないかなということでございます。

吉野委員

そうしますと、指定管理者と、これ、この案は指定管理者に出したものですよね。個々の観光ボランティア活動するものではなくて、指定管理者に対してこの案を示したという風に解釈してよろしいんでしょうか。と言いますのはですね、斑鳩の里観光ボランティアというのは全く無料、勿論、昼飯も要求しませんし、交通費もお客さんには頂いてません。こういう県で観光ボランティアを全体集めて時々会合

あるんですけども、斑鳩の里観光ボランティア全くあの、他のボランティアさんと違うところがありましてですね、そこが認められているんでしょう、全国的に。全く無料であると。そこに我々の、我々と言ったら怒られます、すいません。観光ボランティアの少しのポリシーがありましてですね、そこは受益者負担という考えとは全くこれ違う内容ではないかと思うんですよ。そこら辺りをもう少し理解して頂いてですね、おそらくね、お金出しても案内に行きたいよと言う人ももちろんいると思います。だけど、私が聞いた限りでは、普段車で来られてる方はもう残念だな、金出してまで、月に千円、二千円出してまで行くかと言ったらちょっとつらいな、皆60歳以上で職業もない人ですから、そういう事になってきましてですね、さっき言いましたように、観光立町ということのあれからいきますと、ちょっともう少し、観光ボランティアに関しては猶予というか、考え方いただきたいなというところがあります。こういう問題出た時にですね、観光ボランティアの間でも色々意見が出ました。で、皆60歳以上ですから、最終的にはものすごくいいところに落ち着くんですよ。で、こういう話も出ました。一つは、じゃあ観光駐車場に大型バスで来られた人、だいたい50人とか60人来るわけですけども、これは優先的にボランティアとして全く無料でご案内する。そのかわり、観光駐車場へ入れてくるといような、こういう案もどうだろうかとか、そういう風に建設的な意見も出ておりましてですね、一律にこれで月に千円という風に観光ボランティアに対して、ターゲットにして出てこられるというのは、もうちょっと猶予いただいて、観光ボランティアと指定管理者、観光協会さんと相談できる機会を与えていただきたいなと思うんです。以上です。

委員長 どうですか。今の吉野委員の意見。 藤本都市建設部長。

都市建設
部長 この適用について、来年度の4月から適用させていただくということで報告させてもらったんですけども、その辺の観光協会さんと調整

もしていただくというような事もございます。そうした事で、この12月のこの委員会で説明をさせてもらってますんで、先程も言いましたように、観光協会と十分詰めていく必要、まあ町も詰めないかんですけども、ボランティアさんの方も協会と詰めていただく必要があると、このように思っております。

議長 先程、町長、職員さんもね、1ヶ月3,000円の駐車場代いただいと、出向のいかるがホールにしてもそうやという答弁いただきましたがね。やっぱりその職員さんというのはそのところのどんな、従事して、給与いただきますはな。せやけど、この今、吉野委員言わはるように、自分の体、自分の時間をですよ、無料で斑鳩町の観光行政にでんな、奉仕してくれはるところからね、一銭も入ってけへんところからね、これとるといのは、せやから部長の今答弁で、観光協会に対して3台分やったら3台分いただくと、せやけどそのボランティアからはね、いただかないようお願いを、観光協会に対して、部長の方からもお願いをしていただきたいということをお願いいたします。

都市建設部長 その辺については、協会、また、協会とボランティア、その辺調整していく必要があるとこのように思います。

副町長 今、町長が（仮称）総合福祉会館の運営会議に出席をいたしまして申し訳ございませんけれど。あくまでも、斑鳩観光自動車駐車場は駐車場の使用料金をもって運営してるんです。今まで私もよくご指摘いただいたのは、あの付近の方々は、いわゆる町に関係ある人が使用料を優遇するのはおかしいやないかと。我々皆公害を受けてると。皆とったらどうだと、というような意見もあったわけです。けども、やはり町としては、iセンターなりそういう風な関係する、色々町に協力していただく中で、そういう形で町は内規を設けていると、減免措置をとってると。こういう事で今まで理解に、理解を重ねながら説明して

いるという経緯があるんです。そういう中で先程、町長も申しましたように、付近の人は、あの駐車場については相当公害、色々問題でおっしゃいます。そういう事をクリアしながらやってると。そういう中の一つの条件として、こうやってますよということはね、付近の方に言える材料になるわけですから。で、今言われる、部長から答弁いたしましたように、先程もボランティアの方々と観光協会との調整をとっていただいて、どうするかということをごすね、決めていくと。これは3台分確保するとしてもそれは観光協会出すのか、ボランティア出すのか、それは十分、観光協会とボランティアの方で協議してほしいと。町としては3台分確保するなら、3台分を確保しておく、こういう事で考えておるところでございますので、その点ご了承願いたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 私もね、観光協会であま言わはったけど、観光協会の職員にしたって、一応、観光協会の職員についてはちゃんと給与もうてしてるメンバーの中と、それと本当に純粹にボランティアとして無料で労力を奉仕して、なお且つ、観光地である斑鳩町のイメージアップのためにしてくれてはる人について、私はどうもこの月千円であっても金をとるのは、そんなに斑鳩町のこの観光行政をする上でどうなんかなど。で、結構観光ボランティアでされてる話を聞きますと、別に法隆寺だけじゃなくて、結構、町内の違う所も説明したりとかっていうことの中ではいわゆる観光行政の一役をボランティアとして担ってくれはるという部分は、僕はやっぱりその片方では確かに指定管理者制度の部分がありますが、一つ観光行政としての町の意気込みみたいな部分で、何台かきちっとこれは観光ボランティアさんの方で、基本的にはそら今のCO₂削減の中では歩いたりとか、自転車という、そういう考え方はありますけども、一方でやっぱり雨とか振ったりとかいうことの中ではやっぱりせめて何台かはきちっと確保して、これはもう観光ボラ

ンティアの方で使いなさいというような形で打ち出す方が町行政のその観光に対する、或いはそれを担ってくれてはるボランティアに対する一つの優遇とは言わなくて、ある意味では当たり前ぐらいの姿勢違うかなと。これなかなか今日びの時代、ダダで頼まれもせんのにここまで来てくれて、観光客に色々とその説明して、また斑鳩町へ来よかなという、そういう気持ちとか、ボランティアしてもらったその教えてもらった子ども達がボランティアしていただいた方に礼状出したりとかっていう話を聞いてたら、本当に目に見えんところで評価としては、相当高い評価をやっぱりそのよそから来られた方はされてんのちゃうかなと。だからその辺のところ、もうちょっとやっぱりこの、そうせんと、まだ4月からということなんで、もう少しこれ案として、もう少し中でやっぱり検討したほうがいいのかないかなという風に思いますんで、今回は報告という形にしといてもうて、もう少し検討する時間を与えていただきたいと思います。

副町長

今、西谷委員の意見なんですが、非常に我々は観光ボランティアの方達に観光について色々ガイドしていただくと。非常にこう評価をしているし、ありがたく思っております。ただ、観光ボランティアの方を優遇するということは我々としては出来ない。あくまでも減免することにおいてはその点十分に考えながら、減免措置をとったものを出させていただいております。同時に今少し言われましたけども、iセンター利用者には100円いただくわけです。このiセンター利用者はね、観光センターで観光発祥の地として勉強されるわけです。この人達は。私はそういう解釈してます。単なる見に来て帰るんやなしに。やはりiセンターの中で観光について、斑鳩町の全ての面に対する観光等含め、色々勉強されるわけでございますので、その方達に対して、100円を頂きます。そこらをご理解願いながらですね、我々は対応していきたいとこのように思います。ただ先程申し上げましたように、このボランティアの方々の駐車場としては、観光協会とよく擦り合わせしながら対応していくということでしたいとこのように思い

ますので、その点よろしく願いたします。

吉野委員

大変ありがたいご意見もたくさん頂いて、私、大変ありがたいと思っております。で、ご理解していただき、なるべく他町から来るような観光ボランティアには負担をかけないような方向で、まだボランティア全体として考えなければならないと思います。で、斑鳩の里観光ボランティアってもうすごい評価がありましてですね。最近ですと、つい最近、毎日新聞の一面全部にですね、私らのメンバーの一人が俳句を出しました。そこに出た俳句といいますのがですね、俳句、もちろんその人の当選作も出まして、2万2千位の応募の中から、全世界の中から観光ボランティアのものが選ばれましたと、こういう記事もちゃんと載ってましてですね。それで俳句の内容まで言いますと、夢殿の少し近くに少し離れてあり地獄と、こういう俳句なんです。そこにおいて夢殿が法隆寺に斑鳩町にあると。しかし、そこに、夢殿という夢のような世界もあるが、あり地獄という地獄もあると、こういう対比のもとで認められて、とられたんだろうと思います。賞金もたくさん賞金が入ることになりました。そういう形において、個人個人がボランティアそれぞれ色々な活躍されてまして、ものすごい厚みのある観光のボランティア団体になっております。昨日、おとついでですね、私、あからさまに斑鳩町をののしっている観光駐車場利用したお客さんに会いまして、私もうびっくりいたしました。その内容はですね、斑鳩町にだまされたと言うわけなんです。公共の駐車場、なんで一般よりも100円も高いんじやと言うて。私それ聞きましてですね、ああそういう考え方もあるんかと。で、それ言われてるのが管理してる方なんです。こんなどうですのと言うたら、これはしょっちゅうあります。私はここら辺が辛いところなんですわ。で、どうして一般よりも100円高いのか、たまたまその観光客はよそから来て一番近くにあるからぱっと入れたと。そこから法隆寺に歩く地点でうちに店利用してくれたら無料ですよ。利用しない場合は500円ですよとなっている。ここはやっぱり一般のお客さんから見たら、

だまされたと、もう決して斑鳩町には来ないと。そんなきつい事言われて観光駐車場の業務形態も考え直さないといかんのとちやうのかなと。同じくらいの料金にするというような点でいかないと、かなりあれ私個人としては斑鳩町に対する評価を受けてもうダメージ、その時点ではがっかりしたようなことです。この辺から斑鳩町の観光行政に対する理念のこの、ここまでいったら理念の薄さというのがやっぱり問題じゃないのかなという風を感じております。以上です。

副町長

今、駐車場が、公共駐車場が高いというようなご批判をいただいておりますと、こういうことをございますけれども、町としては条例に定まって乗用車で600円、そしてバスは2,800円で頂いております。で、民間駐車場については、600円の所もございますし、500円の所もございます。また、土産買えば無料という所もあるでしょう。そういう中で町としては十分考えながらですね、町としての判断で決めたということで、私は非難をされる人はそれはやむを得ないだろうと思います。ただ、非難をされないような駐車場運営は当然、しておりますし、いわゆる観光に来られる方、また住民の方に対しては、色々意見をいただきながらね、今度どうしたらいいかということも決めて参りたいと、このように思っております。

委員長

他にございませんでしょうか。

今、各委員さんからのご意見を踏まえてですね、次回また3月議会前に定例事前委員会もございますし、観光協会とボランティアとの調整を図っていただいて、また提示していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

あとご意見よろしいですね。

(な し)

委員長

他に、理事者の方から報告をしておくことはありませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等あれば、お受けいたします。 吉野委員。

吉野委員 これはですね、直接斑鳩町の管理に管轄するところではございませんが、いかるがホールの前歩道上で、そこは県道ですから歩道も当然県土木の管轄で、12月4日の夜に10時過ぎに事故が起きました。これは自転車に乗った中学1年の男の生徒さんが歩道上にあるコンクリートの、これにまともにぶつかってですね、大けがをされたと、一週間という診断だったそうです。このコンクリートの塊のようなものは、自動車がここへ入り込まないように、あるいはすぐ目の前に黄色のブロックがありますので、ここが障害者さんのためにもこれは必要なものだという事で設置されているんだろうと思います。この頃は夜間でも子どもさんは学習塾とか行きまして、学習塾が10時30分に終わったら11時、12時にもこういう所を通過して通われてるというような現状なわけでありまして。そこを自転車で通ったらライトを点けていたにもかかわらずこういうものに当たってしまった。私もそのお電話をいただいた直後にこの現場に行ってみましたら本当にこれ、目に付かないんですよ。高さといいですね、車通ってもここにライトが当たらないような高さになってるんですよ、縁石のあれに囲われて。不注意で当たったのかと言ったらこれ、不注意ではないだろうと。当然こういう事故はあり得るし、今までだってあったんじゃないかなと思う。たまたま私の知っておられる方がこういう事でうちの孫がこんな事になったという事で電話がありまして、その日が4日の事故で6日の晩に私の方にお知らせがありました。ちょうど、翌日私質問の、定例会質問の原稿なんか見ておりましたんですけども、す

ぐに現場に行きましたところ、なるほどこれは大変な場所だなど。これはもっと何か工夫する必要があるなど。斑鳩町内で起きた事ですから。これは県の管轄とは言え斑鳩町としても県の方に要望してですね、夜間であってももっとピカピカ光るとか、そういう事をしないと次々と当たったりするんじゃないかなと思いました。事故はこの方は、この子どもさんはいろんな運動されておられて、右の車道側に転げたんだそうですけども、車も通ってなくて命が助かったという事です。しかし全治一週間と言いますと大変な傷なんですね。何しろ本当の判断力がつかないというか、ぼーとした状態だったと。CTスキャンとかとりましたら今のところは異常ないと。ただしこれだけの事故ですから、何ヶ月後にまた危険な状態があるかも知れないのでもう一回是非病院で診てもらったらいかがですか、という話をしていました。このお子さんのお父さんはすぐ県の方へ電話をされたそうで、それからまた斑鳩町の方にも結果は出てきているだろうと思いますが、この辺について斑鳩町としてはどういう。こういうコンクリートのぼこっとしたものを、他の斑鳩町にも結構あるんですよ。一つは400メートル供用区間を今しているバイパス、そこにもぼこぼこぼこぼこもありました。本当にこんなに硬いもんじゃなきゃいけないのか、この高さでいいのか、こういう事も一つ検討していただきたいなと思います。以上です。

都市建設
部長

今ご指摘の件については、金曜日でしたか、いかるがホールの方からこういう事があったという事を聞かせていただいております。そうした中で土木事務所の方に連絡いたしまして、管理者は土木事務所という事の確認をさせていただいております。そうした中で、今の車止めが高さ的にどうであるのか、この辺についても再確認をお願いをしてると。特に問題はないという事では聞いてるんですけども、再確認をしていると。もう一つ、10年今で経過しているわけで、この反射、真ん中に反射の部分があるわけですが、それが劣化しているような部分がございます、その辺について今、土木事務所の方で検討を

していただいているという事でございますので、早急に対応していただけるように改めて土木事務所をお願いしていきたくと思います。

委員長 よろしいですか。

吉野委員 はい。

委員長 他にございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 以前、8月のこの委員会やったと思うんですが、竜田大橋手前の国道25号の裏側の、白水堂の裏の町道の件で住民からの苦情をこの中で言わしてもらいました。実際に現地を見てますと、本人さんが言われるには、地籍図の数値が違うとかあるいは当初の説明よりも出来た町道の高さが高くなって敷地内に水が入るとかっていう事で、ここで説明、指摘をして言うたんですが、その後どのような対処をしていたのか、ちょっと聞いておきたいと思うんです。

建設課長 前回、おっしゃっている通りで8月の委員会の中でおっしゃっていただきました。その後、関係しました調査士にも委員会での報告をさせていただいております。あと、ご本人さんとはそれまではかなり頻繁にお会いして改善策について色々ご協議等させていただいていたところです。また当該自治会の会長さんもその方との話の中で中へ入っていただいて、継続してお話していた状況でございます。現時点、ここ2、3ヶ月についてはご本人さんと接触する事はございません。あと、改善策についても先方さんのおっしゃられる中でできる範囲内において、そういった雨水排水の関係とか改善できる事があれば改善しますということはお話させていただいている状況でございます。

西谷委員 あのね、私がここで住民の苦情言うまでは接してたけど、その後は全然接してませんねんっていうのはどうも対応としてはおかしいんと

違うかな。実際私が住民から聞いてこういう苦情があつて非常に本人が困つてはる。今そうやって委員会の中で議会で言わしてもろて、その後聞いたら、いや、全く町から連絡も何もありませんねん、っていうのでは、やっぱり余計住民が、それ以外でも相当不信感がある中では、やっぱりもっとスムーズに対応していただきたいし、本人の言われてる事について、行かれへんとかそういう、実際に対応でけへん具体的な理由とか何かあるんですか。

建設課長 町としては別にそういった理由等はございません。

西谷委員 是非ですね、やっぱり行って、今の状態、あれからたぶん変わってないと思うんですが、ただあの面から見てたら、たぶん雨降ってきたら敷地内に水が入るっていう事もあるやろうし、やっぱり皆住民の方について苦情があつたらスムーズに対応してもらいたい。長引けば、長なれば長なるほどやっぱり住民の方も色々余計な事を心配されたりしますんで、スムーズな対応をお願いしたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 他になければ、継続審査についてお諮りしたいと思います。

お手許にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたしました。
以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
長時間ご苦勞様でございました。

(午後 2 時 2 5 分 閉会)